

官報

号外 昭和五十二年五月十日

○第八十回 衆議院會議録 第二十四号

昭和五十二年五月十日(火曜日)

議事日程 第十九号

昭和五十二年五月十日

午後二時開議

- 第一 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 第二 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)
- 第三 沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員小平忠君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に委任するの件(議長発議)

議員請假の件
日程第一 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件
日程第二 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

永年在職議員の表彰の件

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

内閣委員長正啓次郎君解任決議案(木原実君外五名提出)
質疑終局の動議(安倍晋太郎君外二十四名提出)

午後七時十七分開議
○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達されました小平忠君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。(拍手)表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

表彰文を朗読いたします。

議員小平忠君は衆議院議員に當選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(保利茂君) この際、小平忠君から發言を求められております。これを許します。小平忠君。

〔小平忠君登壇〕

○小平忠君 このたび、私が衆議院の院議をもつて永年在職議員として御丁寧な表彰を賜りました。まことに身に余る光榮で、感激 これに過ぐるものはございません。(拍手)

これひとえに諸先輩、同僚諸賢の並み並みならぬ御指導、御鞭撻のたまものであり、とりわけ長年にわたる郷土北海道、選挙区各位の心温かい御支援、御厚情によるものであり、この機会に改めて衷心より厚くお礼を申し上げます。(拍手)

思えば、私が本院に初めて議席を得ましたのは、昭和二十四年一月の戦後間もない混乱のなかであり、民心は動揺し、国民生活は貧困のきわ

みでありました。

私は、農民運動に身を投じ、戦後の復興は、まず食糧の増産による国民食糧の安定供給と、磨けられてきた農民を初め、勤労者の生活安定向上に全力を注ぎ、戦後の混乱と廃墟の中から一日も早く立ち上がり、平和日本の建設に邁進することがわれわれに課せられた責務であると確信し、若輩にして浅学非才の身も省みず、政治の道に志を立てたのであります。(拍手)

以来、戦後の復興と新生日本の建設、民主政治の確立に微力をささげてまいりました。幸い、戦後四半世紀余にして、わが民族のすぐれた能力とたゆまない努力により、いまや世界有数の経済大国にまで発展し、国際社会に重要な地位を占めるに至りましたことは、まことに欣快にたえないところであります。(拍手)

しかしながら、ドルショック、石油危機、さらには最近における二百海里問題など、世界政治経済の激変と緊迫化は、私ども年来主張してまいりましたように、経済政策はもとより、日本政治、外交のあり方そのものを一大改革しなければならぬ事態に立ち至つておるのであります。

このような現状に思いをいたすとき、われわれ国政に携わる者に与えられている至上の課題は、世界政治の流れ、国際経済構造の変化を厳しく認識し、互いの主義主張を持ちながらも互譲の精神にのっとり、国家百年の大計を展望した、国民から理解、納得される具体的政策の実現に努めることが重要だと確信するものであります。(拍手)

ここに、私は、今日の感激を肝に銘じ、日本国憲法の志向する高邁な理想と、議會人として果たすべき役割りに改めて思いをいたし、微力ながら日本の繁栄と国民福祉の増進に渾身の努力をいたす所存でございます。

以上、所信の一端を申し上げ、感謝のごあいさついたします。(拍手)

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

議員請願の件

○議長(保利茂君) 議員請願の件につきお諮りいたします。

佐野進君から、海外旅行のため、五月十八日から二十七日まで十日間、請願の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 日程第一、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長竹内繁一君。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹内繁一君登壇〕

○竹内繁一君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、大韓民国政府との間で、両国に隣接する大陸だなの北部の境界の画定及び同大陸だなの南

議員請願の件 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

部における資源の開発に関し、昭和四十五年以來交渉を行ってまいりましたが、合意が成立いたしましたので、昭和四十九年一月三十日ソウルにおいて、この協定に署名を行いました。

北部の境界策定協定は、両国に隣接する大陸だなの北部における日本国に属する大陸だなの大韓民国に属する大陸だなの境界線を定めております。

南部の共同開発に関する協定は、両国に隣接する大陸だなの南部の一定区域を両国の共同開発区域とし、両国の開発権者が同区域において、石油、天然ガス資源を共同して探査し、採掘することとしており、これら開発権者は、石油資源の分配及び費用の分担、操業管理者の指定、漁業上の利益との調整等の事業契約を締結することになっております。また、共同開発区域における石油資源の開発活動に関連して、海洋汚染の防止、賠償請求の訴え及び損害賠償の責任等について定めております。

本件は、第七十二回国会に提出されましたが、審査未了となり、次いで第七十五回国会に提出され、第七十六回国会、第七十七回国会、第七十八回国会において継続して審査を行いましたが、審査未了となり、今国会に提出されたものであります。

本国会におきましては、三月二十五日外務委員会に付託され、三月三十日鳩山外務大臣から提案理由の説明を聞き、質疑を行い、また、四月二十三日参考人から意見を聴取し、二十六日には農林水産委員会と、二十七日には公害対策並びに環境保全特別委員会と連合審査会を開会するなど、熱心な審査が行われました。

この間、経済水域二百海里と大陸だなの自然の延長との関係、本協定と中国との関係、大陸だなの開発と漁業との関係、北部境界線と竹島との関係、領海拡大に伴う共同開発区域との重複問題などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、四月二十七日採決を行いました結果、本件は承認すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 質疑の通告があります。順次これを許します。土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕

○土井たか子君 私は、日本社会党を代表し、日韓大陸棚協定について、以下七点にわたって質問をいたします。

その一、いまや世界の海洋秩序というものは大幅に変わり、わが国も、領海十二海里、漁業水域二百海里を設定したのであります。このことは、日韓大陸棚協定が署名された昭和四十九年一月三十日当時とはまるで状況が一変したことであり、わが党として、この状況下であらゆる角度から本協定の疑問を解明するため、十名を超える質問者をすでに通告し、その質問を用意していたのであります。

しかるに、本協定の自然承認をめぐむ親韓派議員の手によって、四月二十七日、強行採決が行われました。しかもそれは、四月八日、外務委員会理事会の話し合いも無視した自由民主党の暴走に対して、外務委員長は委員会でも平身低頭、今後は理事会の話し合いに基づき、各党の合意を図り、公正なる委員会運営に努力するとの陳謝をされたやさきのことでもございます。

総理、あなたも日ごろは協調をモットーとし、話し合いと秩序による議会運営を公約されていたはずでございませう。しかし、このやり方を見れば、あなたがいかにか強権を発動して公約をほごにし、強引に何でもやるというタカ派の体質をお持ちになられているかということを如実に物語っているのではありませんか。(拍手)

保革接近の折にこのような不法な暴挙を行うということは、今後話し合いの慣行を御破算にされたと思われるのかどうか。これは民主的な議会運営がわが国において認められるかどうかの

重大な問題でありますから、しかと、一国の総理、さらに自由民主党の総裁としての御見解を伺わせていただきます。(拍手)

その二、二十七日の強行採決後、是が非でも本協定を自然承認に持ち込もうとする親韓派の議員の動向に対して二十八日の本会議通過が見送られるとなるや、韓国政府は、第七七〇の単独開発に着手するとか、日韓漁業協定の廃棄通告、二百海里漁業専管水域の設定、さらに駐日韓国大使の本国召還、対日輸入規制などの常軌を逸した恫喝を加えてきているのであります。

それのみか、日韓漁業の実態について質問した野党の議員に対して、暴力団頭目風のいやがらせの電話などがかけられるに至っては、言語道断と言ふのはありません。(拍手、発言する者あり) このような卑劣な干渉と恫喝に屈服して審議権を放棄し、本協定を批准するがごときは、国会の名誉にかけて断じて了承できないところであります。(拍手)この国会審議に圧力を加えんとする韓国の恫喝に対して、一体総理はいかが対処されようとなさるのか、お伺いをいたします。(拍手)

その三、近いうちに経済水域二百海里が世界の大勢となり、その地下にも主権的権利が及ぶこととなるうと言われております。本協定に定める共同開発区域の海図を一目見れば、国民はどう思うでありませんか。鹿児島県、熊本県、長崎県のついで沖合にはありませんか。二百海里時代は、どのようにこれを素朴な国民に説明されるのでありますか。

このようなき、政府の言うように、本協定を批准しないでは待つほど不利になるといふのは間違いで、経済水域二百海里になれば、待てば待つほど新しい権利の主張ができるということではございませうか。

自然延長論は世界の大勢であります。しかし、大陸だなの境界画定に、自然延長論を根拠として相手国の領海に入ってしまった大陸だなが及んだ協定など、全世界に例がございせん。また、外務省

は、国際司法裁判所の北海大陸だな事件を持ち出し、その判決は自然延長で境界を固定していると稱しているのではありませんが、判決は、隣接する両国間の大陸だなの境界を扱っているのではありません。相対する両国の境界を扱ったものではございません。判決自体がこの二つの場合の相違を特に繰り返して強調しているのではありません。このことを外務省は百も承知しておりながら、国民を惑わすような説明を白昼平然と述べられる意図は那辺にあるのでございましょうか。

現在、世界には二十四の大陸棚境界固定条約がございますが、一体自然延長論で境界固定がなされた例を挙げていただきたいと存じます。外務大臣、いかがでございますか。

その四、東シナ海における大陸だな資源の問題は、日本国、中華人民共和国、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国の国家間で話し合わなければならぬものであります。日韓間でこのような協定を結ぶに際して、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国から抗議が幾たびも来ております。政府はこの抗議を無視し、中国側の国際法上の権利の侵害にならぬよう十分配慮しているとの主張を中国側に押しつけてまいりました。この主張は、大陸だな設定について中間線論を強要しているのではありませんが、この論が中国に対して通るのであれば、韓国にもこの主張を貫き通すべきであると言えましょう。外務大臣、どうでございますか。

また、このような取り扱ひの結果、中国との友好関係、特に日中平和友好条約に支障を来すと思われまますが、どのように見ておられるのか、総理、責任ある御見解を述べられたいと存じます。(拍手)

その五、政府は、海底石油開発に伴う事故などは世界で起つて来ては居る、かの北海油田のごときは世界の科学の粋を集めて、事故など起る可能性はないと豪語されておりました。しかし、四月二十四日夜、ノルウェー沖、北海油田で原油

噴出事故が起りました。本協定の共同開発区域は、アジ、サバ、イカの産卵地であり、世界の漁場から締め出された漁民にとってはかけがえのない漁場であります。万が一事故が起きた場合、その油を速やかに排除する手だてはあるのでしょうか。昭和四十九年十二月の水島事故では、結局ひしゃくでくみ取る人海戦術しかなかったではございませんか。一たん事故が起れば、海流の関係上、魚介類を死滅させてしまうことも考えなければなりません。そうならば、単に補償金を支払って済むことではございません。政府は、その予防策を講じていると言われるが、具体的にどのよう策を講じておられるのございましょうか。

さらに、農林大臣、あなたは沿岸漁民が反対をする限り、このような共同開発はすべきでないというお考えがあらになるかどうか、お聞かせください。

その六、ここで事実上開発が進められ、生産プラントホームが設置されたとき、その安全維持をどのような方法で行おうとされるのか。自衛隊法がそこに及ぶのか、また反対に、韓国も自動的に韓国の自衛隊がそこに及ぶのかどうか。

さらに、もう一つ、わが国の二百海里内に、日米韓の共同防衛区域が論理上生ずることになると思ふのでありますが、この点はいかがでございますか、外務大臣。

さて、最後の第七、協定を締結するに当たっては、その協定を遵守するための国内の体制が必要であります。本協定を具体的に動かす国内法は、まだ提案の趣旨説明もなされておらず、制定の見通しは絶無でございます。従来、政府の方針は、国内法を整備した上条約の承認を国会に求めるといふのが慣例であり、かつ、当然のことである限りはなりません。二国間協定においてはなおさらであります。外務大臣、あなたはあえてこの慣例を覆そうというおつもりなわけですか。国内体制なき本協定の批准を、一体何のために急がれるのでありますか。

ますか。

主な点だけで以上のとおりであります。さて福田総理、あなたは本日、ロンドンの首脳会談から帰国されたその足で、ここに五十年の長い将来にわたる重要な政治決断について見解を示されるわけでありませう。この答弁があらきたりの官僚の作文の棒読みであつてはならない。激動する国際情勢に正しく対処し、真に国会と国民を納得せしめるものでなくてはならない。私は、この点をはっきり指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田起夫君登壇)

○内閣総理大臣(福田起夫君) 今回の外務委員会の決定は、これはいよいよ強行採決である、自由民主党総裁としてどういうふうに考えるかというお話でございますが、この採決は、私への報告によりますれば、合法的に行われておる、国会法に違反するところはない、しかもわが自由民主党一党だけではない、かように理解をしておるのであります。私の理解するところにおきましては、これは強行採決ではありません。(拍手)

私はかねて申し上げておるのであります。国会の運営は私が申し上げておるのとおり、「協調と連帯」、この精神でやっております。ただ、この精神でやっておりますのであります。私は、国会でありますから議論があるというところはよく承知しております。しかし、この議論の始末というものは、これは秩序正しくやっております。そしてどこまでも「協調と連帯」という姿勢を崩さないでやっております。さように期待をいたしておるわけでありませう。私は自由民主党の総裁として、この「協調と連帯」の姿勢は、これは今後とも崩すことにはないということをはっきり申し上げます。(拍手)

次に、保利議長のあつせん案が示されてからのことでございますけれども、韓国から伺ふ、また、いやがらせ、こういうものが来てる、それをどういうふうに思うか、どういうふうに対処するかというお話でございますが、これは、この協

定はもうすでに三年以上前に署名をされておるわけでありませう。韓国側も、まあとにかくわが日本側におきましてその批准が行われておらぬということにつきましては、いろいろ意見もあり、また、不満足な点もあると思ふのです。しかし、これは韓国側が私どもに對して伺ふ喝を与えておる、そういうような受け取りはいたしておりません。韓国側の立場の表明である、かように考えております。

また、土井さんは、この協定を成立させると、これは日中平和友好条約に影響ありはしないか、こういうお話でございますが、この協定は、日韓両国間のみの関係のある大陸だなについての協定でございます。そのことはよく中国側にも話をしてあります。今後とも中国側で意見があらまればぜひ承りたいし、また、日中間の大陸だなの境界線の話し合い、これもいたしたい、さように考えております。日中平和友好条約を阻害するということとは、これは考えられません。

それから、竹島につきましても、これは韓国が二百海里を主張しておる、どうすると、こういうお話でございますが、そういう情報のあることは聞いております。しかし、まだ正式な話としては聞いておりません。しかし、韓国におきまして、これは正式に二百海里を適用するということになりますれば、当然わが国にいたしまして、二百海里の適用をいたす、かようにお考え願います。

また、条約と同時に国内法が必要になるのじゃあるまいか、そういうお話であります。速やかに御審議あらんことを切に希望申し上げます。(拍手)

○国務大臣(鳩山威一郎君) お答え申し上げます。土井先生は、相対する国の間の境界固定で自然の延長が採用されたケースがあるか、こういうお尋ねでございます。二十四のケース中にあるかというところでございますが、これにつきましては、一

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

七七一

九七二年に署名されましたチモール沖の大陸棚に關する豪州とインドネシア間の協定がございいます。この協定上の境界線は、中間線よりもインドネシア側に寄って決められておるわけでございいます。

それから、韓中間線を採用しているから中国の権利を侵害していないというのであれば、韓国に對しても中間線を主張できたのではないかと、こういうお尋ねでございいますけれども、この問題は、日本側が主張しておりますのは、日韓双方が一つの大陸だのに乗っかっておるということで主張をしておるわけでありまして、それに對しまして韓国側は、日本の大陸だのというものは沖繩海溝で切れている、こういう前提に立つて主張をしておるわけでありまして、したがって、これを自然の延長論と、こう呼んでおるわけでございいます。

そういう意味で、韓国と中国の間は一つの大陸だのに乗っかっておる、したがって、中間線が當然だと、こういう論議でございいますので、御理解を賜りたいわけでございいます。

現状では韓国側の自然延長論が優勢になっておるといふのは、これは事実でございいます。これらの日韓双方の法的立場をたな上げにいたしまして共同開発をしよう、これが趣旨でございいます。

それから、しからば、この日韓大陸棚協定が日中の平和友好条約の締結に支障にならないかというお話でございいますが、この点につきましては、もう繰り返して中国に對しまして、わが国の立場につきまして御説明をいたしております。そして、この大陸棚協定というものがわが国の資源の開発のために必要だということで、中国の立場を損なわないように慎重に配慮をしておることは、重ね重ね御説明をしておるわけでございいます。

同時に、日中間の大陸だの境界画定交渉につきましては、いつでもわが国は応じます、こういうことを申し上げておるわけでございまして、したがって、われわれといたしましては、この協

定が日中の友好を傷つけることのないように、私どももいたしまして最大限の努力をいたす所存でございいます。

それから、外務省が出しました大陸棚の批准促進のためのPR文書につきましてお触れになりました。

北海の事故がありましたことは、私どもも想定をいたさなかつたことは事実でございいます。あのような流出事故が起こるといふことは大変残念であります。海洋におきまして原油の掘削作業が行われますときは、鉱山保安法に基づきまして噴出防止装置を義務づけております。また、この噴出防止装置というものを、これが協定によりましてこれを設置することを義務づけておる、こういうようなことで、協定上は最大の考慮をいたしておりますが、万一、そのような事故が起こりましたとき、これはもう万全の、できる限りの措置をとらなければならぬ、このように考えております。

それから、竹島付近につきまして、第八鉱区を設定する、あるいは竹島を基礎に二百海里を宣言をするというようなことを韓国側は言っておるのではないかと、このような御質問でありますけれども、いろいろ新聞報道によりまして、そのようなことは、韓国の世論としてそういう話が出ています。これは私も承知をいたしておりますけれども、日韓の漁業協定は、相互にこれは円滑な漁業関係を維持しておりますので、韓国が漁業水域を設定するといふようなことは、検討はされておりますけれども、まだそれに踏み切るところまでは行っていないと私どもは理解をいたしております。しかし、先方が二百海里、これに踏み切るといふようなこと、また竹島を基準にそのようなことが出ました場合におきましては、当然、竹島はわが国の固有領土でございいますから、わが国といたしまして、この基本的な立場を堅持をいたすことについて変わりはないわけでございいます。

それから、共同開発地域だから共同して防衛するのではないかと、このようなことでありますけれども、これは本協定は共同に開発をしようというだけの協定でございいます。防衛の観点は防衛の観点として独自の問題でございいます。日韓それぞれ国内法に基づきまして、また国際的に許された枠組みの中で処理をいたすべきことでありまして、防衛につきまして、共同の防衛をするといふようなことは全く考えておらないということを申し述べさせていただきます。

国内法との関係をお尋ねになりました。しかし、この協定は、協定を結んでその協定に基づきまして国内法を整備する、そういう関係にありまして、したがって、一般に多数国間条約に加盟した場合には、まず国内法を整備して、そして国際条約に加盟をいたす、こういうものとは性質が違ふものでございいますので、御了承をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)
〔国務大臣長谷川四郎君登壇〕
○国務大臣(長谷川四郎君) お答え申し上げます。日韓大陸棚協定の対象となつておる海域は、わが国漁業者がみずから開発をし、着実な漁業成績を上げておるわが国でも最も優良な漁場でありまして、本協定におきましては、海洋の汚染の防止、また除去に關することについての規定をいたし、漁業に影響を及ぼさないように十分な配慮をしておるつもりでございいます。

なお、不幸にして事故が発生した場合があるとすれば、救済措置につきましても、本協定に裁判管轄の特例を設けたほか、日韓両国の開発権者が連帯し無過失責任を負うこととされておるところでございいます。

また、御指摘のありました点につきましては、特に注意を行つております。(拍手)
〔国務大臣田中龍夫君登壇〕
○国務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。

私に對しましての御質問は、不幸万にでも損害を与えた場合におきましては、日韓両国の開発権者が無過失連帯賠償責任を負うことになつておる次第でございいます。

なお、日本側の開発権者を許可する際に当たりましては、経済的基礎も審査の対象となつておりまして、賠償のための資金があるかどうかということも事前に十分に審査をいたしますので、損害を受けました漁民が補償されないというような事態は起こり得ない、かように存じておる次第でございいます。(拍手)

○議長(保利茂君) 渡部一郎君。
〔渡部一郎君登壇〕
○渡部一郎君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました日韓大陸棚関係二協定を承認するの件に關し、重大な疑義を表明するとともに、若干の質問を行うものでございいます。

まず、外務委員会の審議に際し、自民党側委員による議事運営がしばしば適正を欠いたことは、野党側の抗議をしばしば招き、これはきわめて遺憾であります。国家の基本にかかわる重要な案件が当該委員会ですら十分な審議もなされず、また多くの疑問点に對する納得できる政府の説明もなされないうちに、出席、質疑を通告している野党側委員の出席を待つことなく、自民党側委員による一方的な質疑の打ち切り、採決の強行という暴挙を行うに至つたこと自体、きわめて遺憾な事態であります。

かかる暴挙は、総理の主張されておられる「協調と連帯」とは全く矛盾するものであると同時に、日韓問題に對するとかくの国民的不信をさらに拡大するものであると言わなければならぬのであります。私は、まず第一に、自民党総裁として、総理に、これに對する明確な反省と弁明を承りたいのであります。まず、本案件は、提出の手續からしてきわめて

本案件の中の一つの協定、日本国と大韓民国との間の兩國に隣接する大陸棚の北部の境界画定に關する協定については、重大な欠陥があります。日韓間の長年の懸案である竹島及びその領域の所屬が未定のまま除外されているということであり、風が未定のまままで兩國のいわゆる北部境界画定とみなすこと自体が、羊頭狗肉と言われても仕方のないものであり、将来にさらに大きな紛争を兩國間に残すものでありまして、この点について政府の御見解を承りたいのであります。

次に、日本国と大韓民国との間の兩國に隣接する大韓嶺の南部の共同開発に関する協定についてであります。

政府は、わが国の領海十二海里実施に伴つて、本協定の共同開発区域にわが国領海が含まれるという重大な事態が発生した問題に對し、國際法的に効力を疑問視される口上書をもつて協定の實質的修正を行つたと主張いたしてゐるのであります。が、これはきわめて疑義の多いものであります。しかも、將來に危険な前例となるおそれもあるもののだと言わなければなりません。といひますのは、日韓兩國間において、双方が確定された意思に基ついて協定内容が変更されているという明確な証拠が存在するのかどうか、これを明らかにし

また、協定が領海十二海里実施によつて實質的に變更されたにもかかわらず、本協定に關係する国内法、すなわち日本國と大韓民國との間の商國に隣接する大陸棚の南部の共同開発に關する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する特別措置法案の条文が、從來のものといふ變つていないといふのはおかしいことなのであります。條約と国内法は、これは相連關し、相互に琴瑟なものでなければならぬのであります。政府は、この際、關係国内法を訂正し、改めて國會に提出し直すべきであると思ふが、どうであらうか、御見解を示していただきたい。

中華人民共和国政府は、去る四月二十二日、本協定に対し、中国の主権を侵害するものである旨の抗議を再び政府に行っております。中国側の正式な了解を得る努力を怠ったまま協定を発効させることは、日中間係に悪影響を及ぼし、将来国際紛争の原因となるおそれのあるものであります。

特に、資源、エネルギーの観点からのみこれを述べたといたしましても、日中間においては日韓韓半島と同じように大陸だん問題が将来の問題としてでされております。そして、その海底資源は日韓韓半島のそれとは比較にならぬ莫大なものであると言われているのであります。したがって、なぜ政は、こうした配慮もなく、関係国との話し合いは、こうしなすを不十分なまま本協定の成立を急がれのか、この理由を説明されなければならぬと思ふのであります。

本協定の共同開発区域は、日韓中間線の北方国
内側の方に設定されております。政府は、協定交

まことにこのとおりですが多いのであります。政府の説明によれば、海洋法会議においては韓
国側が今度とりました立場の大陸だな自然延長論
がきわめて優勢であるということでありますが、
イギリスとノルウェーとの間の大陸だな固定につ
いては、大陸だな自然延長論ではなく、むしろ政
府が当初とられました等距離中間線論で合意さ
れているのであります。こうした前例があるにもか
かわらず、なぜわが国側がこうした努力を積み
重ねなかつたのか、どうしてそれだけできなかった
のか、説明をされたいのであります。

う場合には、海底から海上に届く堅固な構造物をつくる必要があることは言うまでもないのであります。北海油田において例があったのでございますが、第三国から、そのような構造物については、国際航行上の障害となるとか、あるいは安全保障上の問題等を理由として撤去を要求され、国際紛争の要因となった実例があるのであります。わが国政府としては、共同開発区域の法的地位はいかなるものになるかを明確にする必要があるのであります。また、共同開発区域に対して第三国からの武力攻撃が生じた場合、日米安保条約第五条でいう日本の施政権下への武力攻撃となるのかどうか、また、第六条の極東条項でいう安保条約発動による米軍出動対象となり得るのかどうか、また、自衛隊、韓国軍との間の共同防衛区域というようなものを考えておられるのかどうか、まことに困難な問題であります。政府側の見解を示していただかなければならないのであります。

共同開発区域の水域は、黒潮と対馬海流の双方にかかわるところであります。もし石油流出事故

共同開發区域の水域は、黒潮と対馬海流の双方にかかわるところであります。もし石油流出事故が起こるならば、日本の沿岸漁業に重大な被害を招来し、大きな国際問題になることは必然であると言わなければなりません。この可能性は、北海油田エコフィスク地区の例を見るまでもなく、十分に考えられるものであり、単に賠償金を払えば済むという問題ではないのであります。石油流出事故というのは絶対にあり得ないなどということは、常識から言っても、科学的な常識から見れば、絶対にあり得ないのであります。もし石油事故がないというのだったら、それは石油が出なかつた場合であると言わざるを得ないのであります。した場合、ここで問題なのは、韓国側には公害防止の国内関係法規を欠いておるといふことが、連合審査会の席上、わが党古寺宏議員の質問で明らかにされましたけれども、一体これに対してどう考えておられるのか、石油流出対策とともに政府の考えをお伺いしたいのであります。

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求める件

七七四

さらに、本協定での共同開発区域の資源埋蔵量は、そう多くなく、七億トン程度ではないかという説もございしますが、もしそうならば、わが国消費量の二分程度との説があり、採算的に合うかどうか、疑問の余地があるのであります。政府は、同地区の資源埋蔵量をどのくらいであるとの見通しをとられているのか、科学的根拠はあるのかどうか、明らかにされたい。

また、外務委員会における参考人のお話にもありましたが、多く見込みない場合は、かえって将来のために、開発を急がず、貯留すべきであるという、肯綮に値する議論もあるのであり、政府はこうした点もきわめて十分な御意見しかないようでありまして、重ねて何うもでございます。

また、共同開発に当たって石油公司の出資拠出金に関するルールがあいまいであると言わざるを得ないものでありますが、開発資金に関するルールをお示しをいただきたい。韓国側には開発資金のめどがはっきりしているのかどうか、場合によっては日本側が韓国側に貸し付ける形で行うようなことも想像されるのでありますが、その点どうか、お示しをいただきたい。

また、もし今国会で承認されなければ、韓国側は一方的に開発を強行するとか、報復手段として漁業専管水域二百海里設定を行うとか伝えられているわけですが、政府側の見通し、また、韓国側に対する措置、どう対処なさるのかもお示しをいただきたいのであります。

政府は、今国会で承認されなければ国際信義にもとると言われております。しかし、その発想は、国権の最高機関であるところの国会の審議権並びに意思決定に対する重大かつ不当な干渉と言わざるを得ないのであります。

確かに本協定は、署名されてから実に三年半を経過し、国会におきましても通算六会期を経ているのでありますが、このことは本協定がいかに問題多きものであるかという証拠であります。しか

も、審議の過程を振り返りましても、私がいままでるる申し上げた皆さんの疑問が本質的にはほとんど解明されていないというところにその原因があることを、政府側は深刻に反省をなされるべきでございましょう。

従来、政府が結ばれた条約あるいは協定等で、国会の審議が留保されているものは多数あるわけでありまして、また、政府自体も、明治時代にみずから加盟した条約を今日まで国会への提出を控えておられる例があることを、私は十分承知をいたしております。そうした措置があるということとは、国益の上からいって当然のことでございます。

本協定に限って承認を急がなければならない、おきているから急がなければならないという理由はなく、むしろ、国家百年の大計からいけば、私が申し上げましたような数々の疑問に対して十分の審議を尽くされることがわが国の将来のために必要なのであります。わずか五分、十分の追加質問等の質疑をもって本院を通過せしめるならば、国会の権威をさらに落とすものと言つて差し支えはないのであります。

私は、本協定の慎重かつ十分な審議を要望しつつも、それを損ない続けた政府・自民党の恣意的な審議態度というものに対し、この際猛反省をお促しすることにしたしまして、私の質問とさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳夫君) 今回の自由民主党並びに政府の協定審議の取り扱い、取り運び、これは私の申し上げておるところの「連帯と協調」の精神に反するのではないかと、そのような御質問でありますけれども、外務委員会における審議の経過は、私は、国会法に準拠して行われたものであり、適法である、かように理解をいたしております。であります。いわゆる強行採決論なるものを言う人がありますけれども、さようなものとは理解いたしております。

しかし、私は、国会の運営につきましては、かねがね申し上げておきますとおり話し合いをよくする、その話し合いの結果、話し合いがつかないという際には、またその際の妥当な、国会法にのっとりた措置をとるべきだ、こういうふうな考えをしております。私は、いささかも願うところはないのであります。私は、いささかも願うところはないのであります。(拍手、発言する者あり)

また、渡部さんは竹島の問題に触れましたが、今回のこの協定につきましては、竹島がわが国の固有の領土であるという基本的立場をいささかも阻害するものではない、このように御理解を願うのであります。

また、渡部さんは、本協定が成立することになると日中平和友好条約の成立を妨げるおそれはないか、こういうお話でございますが、先ほど土井さんにもお答えしたとおりでございます。この協定は、日韓両国のみに関係のある区域について締結しておりますわけでありまして、この協定の結果、二国以外の国の利益を害しないようにということにつきましては、細心の注意を払ってきておるのであります。また、中国側に対しましてはその説明を十分いたしておるところでございます。

なお、今後、日中間におきましてこの境界線の画定問題、これを話し合つてみたい、かように考えておるのであります。

次に、共同開発区域の法的立場、またその日米安保条約との関係、これらにつきましては、外務大臣よりお答え申し上げます。(拍手)

〔外務大臣鳩山威一郎君登壇〕

○外務大臣(鳩山威一郎君) この協定は北部の部分と南部の部分とあるわけでございしますが、この北部につきましては欠陥がある、こういうお話でございますが、いまこの北部につきましては、渡部議員よく御承知のとおりでございます。座標三十五というところとどまっておるわけでござい

ますが、この辺から水深が非常に深まっておるわけで、海底鉱物資源の開発の現実的な可能性から

言いますと、この辺でとどめるべきであるということでありまして、この中間線を引きます場合に、竹島を基点として使用しなかつたという点につきましてお触れになったと思うのでありますが、このように、竹島のような絶海の岩礁を基点に含めるということは、国際的にもこれは決まっていなくてあります。したがって、これに関係なく線を引いた、こういうことでございまして、もとより竹島の帰属、これはわが国の固有の領土であるという考え方は一切変わっておりません。

それから、共同開発につきまして、領海が十二海里に広がった場合に、この領海に含まれる部分がある、この点について、口上書で協定を事実的に変更することはおかしいではないか、こういう御説でございますけれども、これもたびたび御説明をいたしましたとおりでありまして、領海が拡張されて、そして国際法上領海になりますと、これは当然大陸棚だではなくなる、これは当然の解釈でありまして、その点につきまして、念のために日韓両国で確認を合した、これが口上書であります。したがって、これは当然のことでありまして、したがって、これは当然のことでありまして、したがって、将来にわたってこの点につきましては問題が起らないというふうにお考えをいたしたいと思ひます。

なお、関連の国内法が直してないではないか、こういうお話ですが、この関連国内法であります特別措置法につきましては、本協定を実施するための措置法でありますので、訂正を必要としない、このように考えておるところでございます。

それから、中国の関係につきましては、総理からお答えになりましたが、中国につきましてこの中間線を引くのであれば、また将来海洋法で経済水域の問題が出てくれば、将来はわが国にとってもっと有利になるであろう、こういうお考え、御主張であります。この大陸棚の考え方と経

済水域の考え方は別個の考え方で出ておりますので、したがって、大陸だなどとはやはり隣接国の間で協議をして決めざるを得ない問題である。したがって、共同開発をすることによって開発ができるのであります。

それから、もし自然延長論が優勢であれば韓国に不利である、韓国の不満が激発するではないか、こういうお話でございますが、御承知のように韓国側も本協定の早期発効を強く期待をいたしておるところでございます。協定が速やかに批准されます限り、御指摘のような事態は起こらない。このように考えております。

なおまた、原油の流出事故に対します措置は整っておるかというお話でございますが、この共同開発協定及び交換公文によりまして手当てをいたしております、事故及び漁業被害の心配に對しましては、万全の備えをしておるところでございます。北海油田の事故を他山の石といたしまして、最大限の配慮をいたしたい、このように考えております。

それから、先ほど總理からお話のございました共同開発区域の法的な性格は一体何であるか、こういうお話でございます。また、第三國から武力攻撃があった場合はどうなんだ、安保条約上どうであるか、このようなお話でございますが、この共同開発区域の法的な立場は、これは国際法上の大陸だなどというところ、そして日韓の双方が、天然資源の開発のため主権の権利を有すると考えておる区域である、また、双方の主張を尊重することなく、共同開発を行うことを協定で定めた、このような性格でございます。したがって、安保条約との関係で、第五條の「日本国の施政の下にある領域」、これには当たらないというふうに考えます。

また、安保条約の第六條の適用は、御承知のように事前協議によりまして日本政府が承諾をすることが前提であります。承諾がなければ、当然、米軍は戦闘作戦行動のために出ることはできない

地域である、そのように解釈しておるところでございます。

また、この共同開発区域におきます探査、探掘活動の安全の確保につきましては、これは一般國際法の枠組みの中で、それぞれの国が独自で対処をするべきものであるということでありまして、日韓兩國が共同して防衛をするというようなことではないのでございます。

また、韓国側の企業が開発資金のこととはどうなんだ。開発資金につきましては、通産大臣からお答えを申し上げますが、韓国側の問題といたしましては、私も得ておる情報によりますと、いわゆるメジャーの一〇〇〇子会社につきましても、またK O A M という企業がありますが、これにつきましても何ら問題は無い、こう考えておるところでございます。

それから、韓国が単独開発を強行するとか漁業水域の設定を行おうというようなことは、新聞報道で知っておるところでありますけれども、現実にはそのような行動に出るというようないことは承知をいたしておらないところでございまして、日韓間の漁業協定は円滑に執行をされておりますので、現状におきましてそのようなことは起こらないというふうに考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣田中龍夫君登壇〕

○國務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。

国内法との関連の問題は、外務大臣からすでにお答えを申し上げましたので省きますが、この油田の流出の問題につきましても御心配の点でございます。

ちなみに申し上げますと、新潟沖の日本海周辺の油田のごときは、昭和三十四年以降、日本の掘削をいたしておりますが、いまだ一件の事故もございません。原油の掘削作業を行いますためには、先ほど外務大臣がお答えいたしましたように、鉱山保安法に基づきます噴出防止装置等を義務づけておりますので、事故の生じないように

十二分の規制をいたしまして、万全を期しておる次第でございます。

なお、この油田の埋蔵量が約七億トンと聞くがというお話でございますが、一九六八年に行われたエカプエの調査に基づきまして、この九州、沖縄方面におきます西側の海域におきましては、少なくとも七億トンというものが可採鉱量として埋蔵されておる、かような次第でございます。

なおまた、七億トン程度では経済性がないのではないか、いまだ探査も行われておらない現状で、探査の採算性の問題を計算することは不可能でございますが、しかしながら、先ほど申しました新潟沖の阿賀沖油田等の場合におきましては一千万トンの鉱量でございますが、約三百億円と言われておりますけれども、十分に採算がとれておるような状態でございます。

さらに次は、このいまの七億トンの油田につきましても、これをただいますぐ掘ることでもないではないかという御意見もございましたが、わが国の石油資源というものを考えます場合には、おきましては、ぜひともわが国の周辺の大陸だなどから産出原油を確保いたすということは国策上きわめて重大な問題でございます。探査に着手いたしましてから生産開始まで、順調にまいりまして、約十数年近い日時を要する事業でございます。今後のエネルギーの事情を考えました場合には、一日も速やかにこれが着手をいたしたい、かように存じております。

さらにまた、資金の問題につきましても、韓国側に資金を貸し付けるということではないかという御質問でございますが、昭和五十年の六月の石油開発公団法の改正によりまして、外国の政府機関等に対して石油開発公団が直接に貸し付けを行うことはできることは相なっておりますが、しかしながら、原油の供給の見返りといったまじりの資金供給をどう行うものであるかという点でございますが、この場合、わが国へ石油を供給

給することが相手方への貸し付けの前提であるが、韓国が日本へ石油を供給することは考えられないところから、石油開発公団が韓国の政府機関等へ資金を貸し付けることは全く考えておりません。

なおまた、石油開発公団が韓国側企業に貸し付けを行うことはではないことに相なっております。

大体、以上をもちましてお答えをいたします。

(拍手)

○議長(保利茂君) 渡辺朗君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔渡辺朗君登壇〕

○渡辺朗君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となつております日韓大陸棚協定について、總理大臣並びに関係各大臣に質問をいたしたいと存じます。

總理は、先進國首脳會議から本日帰國されました。その首脳會議の重要議題の一つがエネルギー問題であつたように、今日、世界各國は真剣にエネルギー対策に取り組んでおるところであります。わが国の場合、この問題の國際環境はにわかには深刻なものとなつてまいりました。特に資源小國であり、しかも石油の消費國であるわが国の前途を考えると、予見されるエネルギー危機を回避して、どのように将来の活路を切り開いていくのか、この問題は党派を超えていま政治家に問われている最大の課題と言つても過言ではございません。(拍手)

本協定は、そのような資源有限時代の厳しい國際環境の中で論議されているものと私は考えます。

いま、國民の気持ちの中には、一方において、日本周辺の大陸だなどの石油資源に対する大きな期待感があります。それと同時に、他方においては、開発の方式が韓国との二國間共同開発、このような國際的にも先例のない方法であること、から、どのような運営が行われるのか、疑心暗鬼が

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

七七六

生じてくるのも事実であります。

それゆえに私も、委員会において協定の十分な審議を尽くすことはもちろん、協定の運用を規定しております特別措置法の内容についても、同時、並行的に検討を行うべきことを強く主張してまいりました。国民の納得のいくような国内体制をつくり、いささかも疑念を残すものであつてはならないからでございます。

しかるに、四月二十七日であります。本協定の審議は一方的に打ち切られました。わが党の討論の申し込みも受けつけずに採決を強行したことは、私はまことにこれは暴挙と言わざるを得ないと思ひます。その点、「連帯と協調」を指針として国会運営に当たるとしておられた福田内閣に対し、私は、この反省を強く求めるものでございす。(拍手)

本日、補足質問の機会を得ました。改めて幾つかの問題点につき質問を行いたいと思ひますが、総理並びに関係各大臣の誠意ある御答弁を私は期待するものであります。

私は、四つの点について御質問を申し上げま

第一に、私は、わが国周辺の大陸棚な資源開発に対する政府の取り組み方について、特にその基本姿勢をお尋ねしたいと存じます。

政府は、エネルギー資源の三〇％を自主開発することを目標にしております。そうであるならば、そのためには、なすべきことを今日までにすでにおこななければならなかったものと考えます。当然わが国周辺の大陸棚な資源に対して政府が責任を持って本格的な調査、探査、探鉱を行つてい

ではございません。採算に乗るか否かというような企業ベースの観点やあるいは他国、あなた任せの資源対策であつてはならないことを指摘したいのでございます。資源開発について政府が今後積極的に取り組んでいき、先見性を持って対処していかなければ、すべてが後手後手になる、このことは、すでに七三年のオイルショックが私どもに教訓として残しているところであります。

また、大陸棚な資源開発は、関係国の利害衝突を生じやすいものであることは、つとに予想されるところでございます。したがって、その処理方法いかんでは、相互に国民感情を刺激し、ナジ・ナリズムの対立を誘発するおそれがございます。それだけに、政府は、常に国民に対して開発の基本方針を明示すること、そして国民的なコンセンサスを得る努力が必要であります。同時に、関係諸国に対するきめ細かな外交的配慮がなされてお

らなければならぬと思ひます。私は、この際、政府が海底資源開発あるいは大陸棚な資源についての総合的な方針を確立すること、それは経済水域の設定をも含む施策を講ずべきものであると存じておりますが、総理並びに関係各大臣の御所見をお伺いしたいと存じます。

第二に、私は、いわゆる国益、これをいかにして保障するかという点について質問をさしていただきたいと存じます。

本協定並びに特別措置法を見る限り、国民の資金を使いながら、開発の推進を図る、その利益を国民に果たして還元できるシステムができていないのでありましようか。残念ながらできていないと言わざるを得ません。

海底油田の開発は巨額な資金が必要とされます。またリスクも大きい。したがって、その資金の適正な運用を図るべきは当然であります。それと同時に、利益を国と国民のために提供する措置がしっかりと講じられていなければなりません。

特別措置法案によれば、特定の企業が特定鉱業

権者として探掘を行い、資源を取得する権利を持つことになっております。しかし、これは石油及び天然ガスが生産が行われる段階においては、少なくとも政府が関与し、コントロールすることが必要であると私は思ひます。欧州北海油田の場合、生産が開始されたそのときにおいては、英国、ノルウェーの例のごとく、国営会社である公設会社を設立しているものであります。そして、これが国民への利益還元を行っているのです。

本来、国民的共有の財産である資源、それを国民が享受できるようにすることが国益というものであると私は存じます。そのための開発体制の整備を公的機関が行うべきであります。したがって、わが国においては特定企業、メジャーに生産物の処理、配分を任せるのではなくして、特殊法人あるいは公社といった形態のものをつくるべきではないでしょうか。

過日、この点につきまして外務委員会においてわが党の提案をいたしました。これに對しまして、通産大臣、覚えていらつしやうと思ひます。通産大臣並びに石油開発公団総裁は、これに對して積極的な賛同の意思の表明がされました。ここにその点を再度確認させていただきたいと思ひます。さらに、この問題につきましては総理の決意のほど、これをお聞かせいただきたいと存じます。

第三に、汚染事故の防止とその対策についてであります。本協定の付属交換公文には、事故防止のための細目が規定されております。しかし、それで果たして十分でありましようか。本協定が調印されてからすでに三年有半の歳月を経っております。その間、サンタバーバラ沖の事故、今回の北海汚染事故、これが発生をいたしました。それらを他山の石として、万全の上にも万全を期すべく、私は、その三年間の進歩を遂げた最新の防止技術あるいは装置、これらを導入していくことが必要である

と考えます。

また、汚染等の事故が万一起つたとき、これに對処して政府の責任を明らかにしておくことが必要であります。なぜならば、日韓双方の連帯責任、無過失賠償責任はうたつてはおります。しかしながら、それはあくまでも企業ベースの責任の範囲でございす。万一、企業の負担能力を超えた事故、こういったものが起こつた場合に、どのように對処すべきなのか。こういった点については、早急に両国の政府間で協議し、取り決めをつくつておく必要があると私は信じます。

また、関連して、海洋汚染の防止を双方が国内法として立法化すること、これをも両国間で協議すべきだと考えますが、いかがでございましてうか。総理並びに関係各大臣にお伺いをいたします。

最後に、中国を始め他の近隣諸国との間に、将来紛争の種を残すことのないよう、どのような外交的措置をとっていくか、お聞かせを願ひたいのでございす。

たとえば、すでに中華人民共和国からは抗議の意思表示があつたのでありますが、それを放置したままにしておくことは、将来において禍根を残すことになる点を、私は深く憂慮するものであります。

政府は、この際、積極的に話し合いの道を開き、大陸棚な境界等、双方の懸案事項について協議を開始すべき段階であると考へておりますが、そのために、今国会中にも再度の日本政府としての申し入れをする用意があるかどうか、総理並びに外相の所信のほどをお尋ねするものであります。

以上の諸点について、明確な御答弁をお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田起夫君登壇〕
○内閣総理大臣(福田起夫君) 渡辺さんは、わが国にとりまして、資源エネルギーが非常に重要な

問題である、したがって、そういう観点から、わが国の近海において石油資源が開発できるといふようなことがありますが、それに対して最も最大の努力をしなければならぬという旨を力説されましたが、私も、その点は全く同感でございます。

そういうことを考える場合におきまして、日韓大陸だ、これは私も、非常に重大な関心を持たなければならぬ問題と、かように考えておるわけでありまして。

ただ、この日韓大陸だ、韓国並びに日本双方に、その境界線につきまして意見の相違があるわけなんです。この相違の点を相争つておつたのでは、なかなかこれは決着に至らない。そこで、共同開発構想というものをもち出して、そして資源小国、そしてまた、これからの展望から見ますと、わが国とすると、本当に少しでも多くの資源をわが国またはその近傍に持たなければならぬ立場を持つものでありまして、その立場をぜひ貫きたいという一念から、この協定は出ておるといふふうに御理解願いたいのであります。

そういう考え方でありますけれども、この大陸だに存在する資源そのものは、これはお話のとおり、国民資源である。その資源は、国民にひとしく利益、恩恵を与えるものでなければならぬ。それは私は、もうそのとおりに考えるわけでありまして、これを開発するに当たりましてその開発権者、これはあるいは民間というようなことがあるかもしれないけれども、十分にその趣旨に沿うように指導してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

なおまた渡辺さんは、海洋汚染や漁業被害問題について、政府は予防措置や万一の事故の手当てなどについて配慮しなければならぬというふうなお話でございますが、当然のことでございます。協定では、海洋汚染の防止及び除去のため、両国がとるべき措置につきまして交換公文が交わされておるのであります、この交換公文はただ

いま御指摘の点に備えておるつもりでございます。

また、万一の事故につき企業では責任がとり切れない、企業の力を超える損害の発生というふうなこともあり得やしないか、そういうような場合におきましては一体どうするんだというお話でございますが、日韓共同委員会という構想が協定発効後に発出するわけでありまして、その委員会において協議すべき問題である、かように考えております。

また、本協定、これの成立の結果、第三国との関係は悪化しないかという御懸念でございます。いま特に中国を名指ししてお話してございまして、けれども、中国につきましては深甚の配慮をいたしておるわけでありまして、今回御審議いたしたいおるこの協定、その対象大陸だの地域は日韓両国のみに関する部分でありまして、日中大陸だの境界固定につきましては今後日中間で話し合いを始めた、その申し入れをいたしたい、さように考えている次第でございます。(拍手)

〔国務大臣鳩山威一郎君登壇〕

○国務大臣(鳩山威一郎君) 渡辺先生の資源外交につきましての基本姿勢と申しますか、お尋ねがあったわけでございます。外交的な措置が後手後手になつておるのではないかと、いふようなお話があったわけでございます。

この点につきまして、これからの大陸だの開発というものはどうしても外交的な折衝を必要とするといふことにならうと思つたので、この点につきましては、今後とも鋭意努力をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

それから、中国との関係をお述べになりましたわけですが、中国との関係にせひもう一度中国との了解を求めるように努力を払え、こういう御趣旨と思つた、その御趣旨に沿ひまして最善の努力をいたしたい、このように考えるところでございます。(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。大陸だの賦存いたしまする資源は国民共通の資産であつて、その開発に伴う利益は国民全体に還元せらるべきものであるという御高見に對しましては、全く同感でございます。特に石油資源のありませんわが国といたしましては、最も安定的な石油、天然ガスの供給源でございますので、政府といたしまして、積極的にその開発を推進してまいらなくてはならぬ。

具体的には、石油開発公団からの投融資を行う際に、これらの資金でございますが、探鉱中の分につきましては開発公団の資金をもちまして、そうして日本企業の負担額の七割を投融資することによつて助成をいたし、また、開発が成功いたしました時に、おきましては、日本開発銀行の融資によりましてこれらを運営をしてまいり、かような姿においてこれが進められてまいるのでございまして、この国民の共通の財産とも申すべき貴重なこれが還元される仕組みになっておりますことは、日韓大陸だにつきまして、このような投融資を行うことによりまして開発の助成を行う可能性があるわけでございます。

なおまた、御指摘のよう、これを公的機関で行つてはどうだといふ御意見でございますが、生産開始後のイギリスあるいはノルウェーの体制に連関をいたしましての先生の御意見かとも存じます。全く傾聴に値しますものがございまして、今後十分にこれらの問題につきまして検討してまいりたい、かように存じております。

(拍手)

○副議長(三宅正一君) 寺前殿君。

〔寺前殿君登壇〕

○寺前殿君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、いわゆる日韓大陸協定に、主な点に於いて質問をいたします。

政府は、この協定の審議に当たつて、資源エネルギー問題の解決はわが国にとってきわめて重要であると強調してききました。わが国が自主的、民

主的なエネルギー政策のもとでエネルギー資源の開発を積極的に進めるのは当然であります。しかし、石油の開発について言えば、今日その成功率はきわめて低く、巨額の投資が必要となつております。それだけに国民の合意を得ることは必要欠くべからざるものであります。

ところが、去る四月二十七日の衆議院外務委員会において、自民党の諸君は、民社党の同席を得て、わが党には今国会この議題について一度も質疑をさせなかつたばかりか、総理質問や国民に対する中央、地方の公聴会をも行わせずして審議を打ち切り、採決を強行したのであります。

この暴挙は、議会制民主主義のじゅうりんというにとどまらず、国民に説明のつかない反民族的、反国民的協定の疑惑の隠蔽以外の何物でもないものであります。(拍手)

大体、韓国政府は、今国会で本協定が承認されなければ単独開発に着手するなど、脅迫的行動を行つておるのであります。政府は、この件に關する韓国内政干渉的態度をどのように考えているのか。また、協定の自然成立をねらつた会期の延長は断じて容認しがたいものであります。これらの件について、総理、また自民党の総裁としての見解を伺いたいと思つたのであります。

第二に、本協定の疑念に満ちた利権絡みの背景についてであります。

本協定の共同開発区域は、もともとわが国の主権の権利とも言うべき範囲であります。ところが、一九六九年のエカフエ報告と前後する時期に、アメリカ系メジャーが、東シナ海周辺の鉱業権獲得に駆け回り、そして、わが国の設定鉱区に重複的に韓国の大陸だなど称してその権利を韓国政府に求め、この地域を問題にし、そして、また、あたかも主権的権利問題をたな上げにする顔をして、両国の利益を毀つていくように見せかけているのであります。

日本政府自身も、一九七二年四月までは、国際司法裁判所へ提訴してでもこの地域の主権的権利

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めめるの件

七七八

を守ろうとして、韓国へも提起してきていたのではありません。ところが、提議決意後約四カ月の第六回日韓定期閣僚会議では突如として共同開発へと急転したのではありません。この間の事情については韓国ロビイスト、日韓協力委員会常任理事の矢次一夫氏は、新聞や雑誌で、当時の金山、後宮新駐韓大使とともに、韓国の金総理に共同開発でやろうと提起し、金総理の合意を得たと説明しております。

総理、日韓協力委員会がアメリカ系メジャーの策動と呼び、一九七〇年前後から取り組んできた共同開発構想の実現に向けてわが国政府がこの地域の主権的権利を主張していたそのときに、わが国駐韓大使が韓国政府にこのように働きかけていたという驚くべき事実をどう考えますか。

また、何ら共同開発をする必要もなければ、筋合いもないこの地域を、開発担当大臣である田中通産大臣、あなたはその当時日韓協力委員会の事務総長でありましたが、なぜ日韓共同開発を促進しなればならなかったのか、しかと説明を願いたいのではありませんか。

第三は、先ほど述べてきています主権的権利の放棄の問題であります。

現行大陸棚条約では、相対する国の大陸棚の境界画定は合意もしくは中間線等距離の原則によるものとされており、現に世界の二十四に及ぶ大陸棚境界画定協定もすべてその原則を基本としております。それはいまや国際的合意ともなっているのではありませんか。

ところが、今日わが国政府は、日韓の中間線からわが国九州の南西に広がる日本の領海十二海里と接したこの区域について、現行大陸棚条約によっても日本の主権的権利にあることを一向に強調しようとしていません。

外務大臣、世界のどこに相対する国の大陸棚の境界を一国の主権的権利とも言うべき範囲に深く入り込んで、中間線等距離の原則以外で決めた国がありますか。御説明をいただきたい。

また、政府は、この件に関する法的立場をたな上げにしたいと言っておりますが、それはわが国の主権的権利が及ぶ区域ではあるが韓国側が妥協しないのでやむを得ず譲歩したということではないのですか。何がたな上げですか。総理の納得のいく答弁を求めます。

また、韓国は、地質学者の間においても異論の多い沖繩海溝の存在を理由とした自然延長論を盾に、九州の間近までを韓国の大陸棚であると主張しております。しかし、この主張は、国際司法裁判所でも強調された公平の原則には全く合致しないものであります。この点についても外務大臣の見解を伺いたいのであります。

さらに、いまや世界の大勢となっている二百海里排他的経済水域から見れば、この協定は日本の国益にとって決定的な損失を与えるものであります。この決定を待たずして本協定の締結を急ぐことは、この地域の権益を五十年という長き将来に向かつて事前に権利を放棄することにほかならず、世界の笑い物になるとさえ言わざるを得ないのであります。総理の明確なる見解を求めます。

第四は、十分な環境保全対策がなされないままに海底油田開発を促進していいのかという問題であります。

改良に改良を重ねてきた北海油田の最近の事故を見るとき、技術過信はきわめて危険であります。万一この共同開発区域でこのような事故が起これば、黒潮の分岐点でもあり、東シナ海はもちろん、日本海や太平洋沿岸にも被害が及び、わが国の漁業にきわめて広範囲にわたって壊滅的な打撃を与えるのであります。それだけに、開発は慎重に慎重を重ねるのが当然であります。

ところが、外務省発行のパンフレットには、「共同開発区域ではこのような事故が起る可能性はありません」と断定しているのではありませんか。総理並びに外務大臣、この非科学的な認識で、海洋汚染することなく開発できると考えているのですか。

さらに、韓国においてはわが国の海洋汚染防止法に相当する法律がなく、協定調印後も整備が進んでいません。また、韓国の法令は、韓国政府と開発権者の契約をもって法令とするなど、公衆規制の面でもきわめて立ちおくれが目立つのであります。

協定第十九条は、いずれかの国の開発権者が操業管理者となって開発するとき、その操業管理者の国の法律を適用するとしていことから見て、この問題はきわめて重大であります。また、わが国においても直接海底油田開発に対応する法律制度はまだ整備されていません。

総理並びに環境庁長官、このような状態で事故の防止と対策が十分とられ、漁場や産卵場などが保全し得るとお考えになるのか、納得のいく説明を求めないのであります。

第五は、この開発計画が国益にかなうものではないという点であります。

政府は、わが国独自の石油確保の目的で石油開発公団をつくり、石油開発事業に対して出資や融資を行ってきました。ところが、石油が出ず、会社のためになれば、出資はもちろん、融資分も返済しなくてはならないという、いわゆる成功払い方式をとっております。このため、いままでに融資した総額千四百三十五億円についても、すでにその約一割、百三十六億円がむだになっているのであります。この額は今後ますますふえていくでしょう。

ところで、本協定によって予定されている共同開発事業は、まさにメジャー支配のもとに進められるものであります。韓国側開発はすべてメジャーの手であり、わが国側もまた各社ともメジャーと半々の共同事業となっているのであります。わが国が莫大な投資を行い、成功したとしても、石油は実際には全体の四分の三がメジャーの手に渡ってしまうのであります。

通産大臣、この地域の開発計画の内容と投資予定額、石油開発公団による融資の見込み額、さら

には石油の採取予想量など、正確に事業の全容を国民の前に明確にお示しになるべきであります。さらに、本協定に基づく特別措置法案では、鉱区税を大幅に引き下げ、探査権設定登録は現行の八分の一に、探掘権設定登録は現行の二分の一にするなど、至れり尽くせりのものとなっております。なぜこのようにこの開発に限って特別の優遇措置をとるのか、これらの点について通産大臣の見解を伺います。

以上、質問しましたように、この協定は多くの問題と疑惑が解明されないままになっていきます。そうして、ろくろく国会審議もせず、わが国の主権と国益を著しく害する協定の批准をいま進めようとしているのであります。

私は、このような反民族的、反国民的協定には、断固反対することを表明して、補充質問を終わるのであります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田起夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田起夫君) お答え申し上げます。

韓国は、本協定の審議に対して内政干渉しているのじゃないか、そういうようなお尋ねでございますが、ともかく、この協定は、締結されてから三年以上になるわけです。韓国の方ではもう早く批准を了しておりますにもかかわらず、わが方におきましては、まだ批准が終わっておらずという状態でありまして、韓国側が不満を表明するのは、私は当然だと思ふ。それは内政干渉というふうに受け取る必要はない、かように考えております。

また、政府は、協定の自然成立を図るために、会期延長を考えているのじゃないかというお話でございますが、そのような考え方はだれも持っておりません。

また、政府は、主権に関する法的立場をたな上げると言っておるが、その意味は、わが国の主権は及ぶのであるけれども、韓国が妥協しないものだから、やむを得ないで譲歩するという意味

かというようなお話でありますけれども、さうなことではないのであります。この共同開発方式、これは、だれが考えてもこの方式以外にはちょっと考えられない。日韓両国双方、どっちが譲歩した、どっちが勝った、そういうような性格のものではないでございせん。

また、わが国の在韓大使が、何かこの協定作成の間に動き回ったというようなお話をされまして、私は、その事実につきましては承知しておりますけれども、しかし、だれが考えても、この問題は大陸だなの境界について、両国において争いがあるわけなんです。そういう状態をほうっておいたら、この大事な大陸だなの開発ができないう。これはもう共同開発以外には手はないのでありまして、どなたがどういふ動きをしたか存じませんけれども、その大陸だなの共同開発構想、これを持ち出したという動きでありますれば、それは私は正しい動きからであった、かように理解をいたしております。

また、この大陸だなの問題と経済水域問題、この関係についてお尋ねでございますけれども、これは別個のものというふうに考えておるのであります。したがって、一方が決まれば他方が自動的に決まるという関係ではございせん。本協定は、将来のわが国経済水域設定をみずから制約するものではございせん。

それから、この環境の問題について心配だ、こういうお話でございますけれども、これは日韓両国が相協力をいたしまして海洋汚染の防止、除去などについて努める、こういうことで交換公文を交わしておるのであります。この交換公文を根拠といたしまして、さような問題には有効に対処してまいるといふ考えでございせん。

また、外務省発行のパンフレットによれば、共同開発区域では事故が起る可能性がないと断言しておるが、これはどういふような見解かというお話でございせんが、これは外務大臣よりお答え申し上げます。(拍手)

昭和五十二年五月十日 衆議院会議録第二十四号

〔国務大臣鳩山威一郎君登壇〕

○国務大臣(鳩山威一郎君) 全世界で、大陸だなの境界の画定協定につきまして自然延長の考えを採用しておるケースがあるかという、これは先ほどもお答え申し上げたのでありますけれども、一九七二年のチモール沖の大陸棚協定、臺灣とインドネシア間の境界線が中間線よりもインドネシア側寄りに決められておるといふことを申し上げたのであります。

この本件は、共同開発地域を決めたのでありまして、決してこの大陸だなの境界を決めたのではないのであります。北の方の協定は大陸だなの境界線を決めたのでありますけれども、南の方は境界を決めたのではなくして、共同開発をしようという区域を決めた、このように御理解をいたさないわけではございせん。

それから、この外務省のパンフレットにつきましてまたお触れになったわけではございせん。北海におきます汚染事故、流出事故が起ったことは、これは考えられなかつた事故が起ったわけではございせんから、事故が全く起らないというようなことは、もちろん神様でなければ言えないことではあります。しかし、私どもがパンフレットで申し述べたこと、このサンタペーラで起ったような事故は、これはまれなケースでありまして、このような事故が起ることはないだろう、これを強く書きましたので、これはそのように御承知おきいただきたいわけではございせん。

以上でございせん。(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。日韓大陸棚協定は、政府の判断のもとに調印いたしましたものでございせん。また、本協定は、わが国の主権の権利を放棄したものではありません。

なお、その間に日韓協力委員会等々の民間の親睦団体が介在して云々というようなことは、断じてかようなことはございせん。

なおまた、開発に伴いましていろいろと危険のあること、かようなことがぜひともあつてはならないことではあります、あくまでも万全を期してその安全を確保すべきことは当然でございせん。

なおまた、これらの投資資金計画を具体的に示すようにというお話でございせんが、投資予定額あるいはまた石油開発公団等の融資見込み額あるいは石油の採取見込み量等の事業計画の全容は、御案内のとおり、現在の段階ではまだ探鉱活動が行われておりません。どれほど資金を要しますか、いまだ試算をすることは不可能な段階でございまして、共同開発地域で採取される石油の量も、探鉱活動が行われてまだだんだんとそれが実施に移ります段階におきまして、これらの諸点が逐次明らかになることと存じます。

なおまた、鉱区税の優遇という問題でございせんが、本件は鉱区税の特例を設けてございせんけれども、まず第一に、この大陸だなの両国が定めました鉱区、鉱区の価値の低い部分がございまして、これを一括して取得いたすような状態であり、開発権者の税負担が、通常の鉱業法に基づきます大陸だなの開発に比べますとるるかに大きいものでございせん。第二には、日韓両国の共同開発でございせんが、生産された天然資源の半分しか日本側の開発権者が取得できないという特性にかんがみまして、特に優遇いたしておるような状態ではございせん。

大体、以上お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣石原慎太郎君登壇〕

○国務大臣(石原慎太郎君) 現況下、海底油田の開発が環境保全対策に問題があるのではないかと御質問でございせんが、基本的な線について、は総理から答弁がございまして、具体的に補足させていただきます。

日韓両国の交換公文の中に汚染防止の要綱として三つの点がございせん。第一は噴出防止装置等に対するもの、第二は油の排出に対するもの、第三は廃棄物の排出に対するものでございせん。

第一の噴出防止装置等に対します規制は、鉱山保安法を適用するわけではございせんが、これは国際レベルをかなり上回る厳しいものが日本にすででございせん。

第二、第三の油の排出、廃棄物の排出に対しましては、これは国際レベルと同じものがございせん。海洋汚染防止法を適用するわけではございせんが、このような措置によりまして、制度面で防止は十分に果たせると存じます。

なお、協定の二十条に基づきまして、この防止法の規制に両国間に差がありましたならば、より適正な方に歩み寄るということが妥当だと心得ます。

環境庁としましては、油の流出等の事故によりまして海洋汚染が生じないように、何と申しましたも汚染防止制度の厳正な運用、そして施設の技術的な徹底したチェックが肝要だと存する次第でございせん。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 伊藤公介君。

〔副議長退席、議長着席〕

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君 私、新自由クラブを代表して、ただいま議題となりました日韓大陸棚条約に関して、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

調印以来三年、国会に提案をされること七たび、継続審査、廃案、再提出を繰り返してきたまに、いよいよつきの日韓大陸棚条約が、去る四月二十七日夜半において、われわれ新自由クラブはもちろん、その他各党の賛同がほとんど済んでいない状況の中で、突然にして外務委員会が政府・自

民党の手によって強行採決をされたのであります。私は、きわめてこの事態は遺憾であり、激しい憤りを感じざるを得ません。(拍手)

二十七日、民社党を除く四野党の外務委員会の理事並びに国対の委員長が、今後の外務委員会の運営をどうするか、こういって知恵をしぼって、慎重に私どもが検討をしていたときに、突如外務委員会再開の院内放送があつてからわずか三分足らず

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めめるの件

七八〇

ずの間に強行採決がされたのであります。

国会は、言うまでもなく国民を代表する国権の最高議決機関であります。われわれ新自由クラブは、どんな場合にも審議を拒否しない、われわれは審議に際してその真相を明らかにし、開かれた国民の皆様に質疑を通して理解をいただきたいと主張をしております。しかし、国会の運営は、質疑に際して同時に、このたびのような強行採決をされないという与野党双方のルールを守る国会運営がなければ、多くの国民の信頼にこたえる国会運営はできないと思っております。

私も外務委員会におきましては、もう各党の代表の外務委員会の委員が、御承知のとおり、連日夜の十時あるいは十一時まで、きわめて異例な形で行われてきた外務委員会にもかかわらず、わが新自由クラブは参加をさせていただき、外務委員長、あなた自身が承知の通りであります。あなたは与野党の伯仲をされているこの現状を認識しておらず、したがって、何が何でも数で押し通せるといふ、まさに自民党のかつての面影は過ぎ去ったと言わなければならない今日、大きな反省を促さなければならぬと思っております。

民主政治というものは、一党の主張がいつもまかり通っていくのではない。私も、それぞれ政見がむしろお互いに相手の立場に就くと耳を傾けるという委員会の運営を行わなければならない、この上に立って、委員長の采配を振るわなければならないと思っております。外務委員会を正常な形に戻し、直ちにこの日韓大陸棚条約を再び正常な衆議院の外務委員会において、質疑を、採決を再び外務委員会に戻すことを私は心から強く感じるのであります。

しかし、議長裁定がありました。私は、これ以上申し上げるつもりはありません。しかし、議長裁定を各党が受け入れたいま、私は、このことについてこれ以上その主張を続けるつもりはありませんけれども、私が断じて許すことができないと

考えるのは、委員長が、物理的に出席が不可能な状態で、意図的に採決を強行したという事実であります。

さて、総理、このような委員会の運営は、単に外務委員長一人の責任ではなく、かかる暴挙を指導した自民党総裁として、その責任もまたこたもって重大であり、この責任を一体どう感じていらっしゃるのか、お伺いをしたいのであります。次に、経済水域との関係について質問をいたします。

国連海洋法会議においては、二百海里経済水域の設定ということで、ほぼ国際的なコンセンサスが得られている今日であります。新海洋法が成立すれば、共同開発区域は、わが国の経済水域にすべて含まれることとなります。政府は、経済水域より大陸棚の自然延長論が優勢であり、おくれればおくれればわが国にとって不利になると答弁をしております。

外務委員会における参考人の松井芳郎名古屋大学の教授でありましても、「この協定がおくれれば、海洋法会議での動向から見て日本の立場が不利になる」というのは当たらない。むしろ経済水域が確立すれば、開発区域は当然日本に属するようになり、批准を急ぐのは、国益を譲り渡したと後世の国民から批判される」と主張したのである。参考人はほとんど同様の主張をしたのであります。自民党が推薦をした山本三郎東北大学の教授ですら「現在の段階では協定の共同開発方式を最善としながらも、先に行くほど不利になるとの積極的な判断は持っていない」、こう述べているのであります。

そもそも、大陸棚の自然延長論は、大陸棚の自然延長が漁業専管水域を越えても、そこに他国の漁業専管水域あるいは経済水域がなく、すべて公海の場合のみ主張ができるのであって、他国の経済水域のもとに大陸棚があるような場合、この自然延長論はむしろ世界の常識とはなり得ないというものがわれわれの判断であります。

日ソ間に例をとってみれば、ソ連はいま、二百海里漁業専管水域にすでに主権的な権利が及ぶと言っています。それでは、ソ連の二百海里漁業専管水域の中にわが国の大陸棚があるからといって、ソ連の二百海里経済水域のわが国の大陸棚の開発が一体できるのでしょうか。総理、あなたの見解をお伺いをしたいと思います。

最後に、政府は再三にわたって、中国に対して本件協定に関するわが国の考え方を説明してきたけれども、そのままた何の答えもないと言いつづけてまいりました。しかし、このところ中国側からは、「中国の主権を侵犯するものである」と、重ねて抗議がされているのであります。今後、日本と中国との間の海底に眠る二百八億四千万バレルとも言われる、地球において最後に最大の油田の開発こそ、わが国の将来にとってきわめて重大な問題であります。

一日も早く日中平和友好条約を締結して、東シナ海と海底油田開発にこそわが国の運命を託し、中国との話し合いを速やかに開始することが国益に沿うものであると思っておりますが、総理の所見を伺いたいと思っております。

福田総理、この条約は、いまから五十年間拘束をするものであります。私はいま三十五歳です。私が八十五歳のときまでこの条約に拘束をされるのであります。そのとき、福田総理、あなたは百二十一歳であります。

今後、海洋の秩序は大幅に変わらうとしております。私は、この問題について、より慎重な取り扱いをすることがわれわれの後世に対する責任であるとかたく信ずるものであります。

以上、私は、本協定の批准について、政府はその手続を直ちに中止し、改めて隣接諸国間で話し合いを持つべきであるという意見を表明をいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君〕 外務委員会の運営が妥当でないとお話でございますが、私が報告

を受けておりますところによりましますと、議事は国会法に従いまして適正に行われた、かようなこととでございます。

私は、国会の運営については、話し合い、つまり「連帯と協調」ということを強調しておりますが、今後ともこの考え方でやってまいりたい、かように考えます。

それから、海洋法会議における大陸棚の範囲論、その傾向はどうかというようなことを中心にしてお話がありましたが、これは、最近自然延長論が有力のように聞いております。しかし、結果がどうなるふうになりますか、これはまだ予断は許しません。

日本といたしましては、いずれにいたしましても、まず第一に、とにかく中間線原則を主張する方針でございますが、しかし、どういふ主張が採用になるかが、実際にそれがある海域において適用するかどうかという段階になります。これはどうして隣接諸国の話し合いがうまくつかなければ動かし得るものじゃございません。話し合いということが非常に大事である。

また、そういう意味におきまして、日韓大陸棚条約につきましては、日韓間で主張は基本的には違つたのです。違いますが、その間ひとつ共同開発方式をとろうということにいたしておることはしばしば申し上げておるとおりでございます。

また、これに関連いたしまして、日中関係を阻害することはないかというふうなお話でございます。するけれども、これもしばしば申し上げておりますとおり、この大陸棚の範囲は、これは日韓間だけの関係のある範囲に限定してあるわけでありまして、中国の大陸棚に関係をしない、こういうことにつきまして細心の注意を払っておるわけでありまして。

なお、日中間につきましては、その大陸棚の境界をどうするかという境界交渉、これに移ることが妥当である、さように考えております。(拍手)

〔國務大臣鳩山威一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山威一郎君) 總理からほとんどお答えになりましたので、私からつけ加えることはないのでありますけれども、改訂第一草案におきまして、経済水域が設けられました場合と、それから大陸だとの関係、これは何ら決められておられないのでございます。また、発生的に言いますと、大陸だな理論の方が先行しております。大陸だなない地域がこの経済水域という権利を主張し出した、こういうことから申し上げますと、どうしても大陸だな理論の方が強い、こういうふうにして私どもは解釈しておるのでございます。

そういう意味で、今後とも両者の調整がつきまないと、ただいま總理がおっしゃいましたように、結局のところ隣接国で相談をしていかなければ開発ができない、これが現実の姿であるということをお申し上げて、お答えにかえさせていただきます。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて質疑は終局いたしました。

○議長(保利茂君) 討論の通告があります。順次これを許します。河上民雄君。

〔河上民雄君登壇〕

○河上民雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となっております日韓大陸棚協定に対し心から反対し、憂慮を込めて反対討論を行うものであります。(拍手)

本協定は、その内容を検討し、その政治的背景を見るとき、これほど愚かで危険な協定は少ないと断ぜざるを得ません。(拍手)

この協定は、五十年の有効期限を有し、二十一世紀にわたることを考へるとき、われわれは、われわれの子孫に対し深く責任を感じなければなりません。

政府はしきりと、本協定を数年間も放置しておくとことは国際信義上問題があると力説してまいりました。しかし、国会は、この三年の間、三回の

継続審議、二回の審議終了、すなわち廃案という処置をとってきたのであり、これは国会法にのっとり、本協定を承認しないという意思を間接的に表明したものであります。(拍手)この国会の立場を不法法に批判するがときは、三権分立のたてまえから、われわれ議会は許すことはできないのであります。

本国会におきましても、従来からの問題に加えて新たな事実が幾つか明らかになっております。十二海里領海法の提出に伴い、この協定に規定された共同開発区域がわが国の領海を侵害することが明らかとなり、いわゆる環状ある協定であることが明白となり、いかにも現行の協定であることが明らかとなり、法的効力のない口上書の交換をもつて押し切り、しかも、質疑者が数多く残っているにもかかわらず、四月二十七日、ついに審議打ち切り、強行採決という暴挙を行ったことは、まことに言語道断であります。(拍手)

この暴挙は、本協定の自然成立をもくろんだものであり、単に自民党内閣最後のあがきを示すだけでなく、韓国側の圧力によってこの協定の承認を急ぐところに、日韓両国にある腐敗の深さを感じざるを得ないのであります。(拍手)

政府は、本協定の批准がおくれるならば韓国の共同開発区域における独自の開発が一方的に始まることのおどしを繰り返しておりますが、長い将来にわたるわが国の主権と国益をわれわれは譲り渡すわけにはまいらないのであります。

いまやわが国も、領海十二海里、漁業水域二百海里の設定に踏み切り、世界の海洋秩序はいまや大きく変わりつつあるのであります。

政府は、韓国の大陸だな自然延長論が世界的に見て優勢であり、日本の中間線論は少数であつて、待てば待つほど不利になると報告しておりますが、しかし、二国間で大陸だなの境界を画定した条約は、先ほど来繰り返されましたように、いまや二十四にも上り、それらはすべて公平の原則に基づき等距離中間線を原則としております。少

なくとも大陸だなの自然延長論で境界を画定した例は世界にはありません。

そもそも共同開発などという発想は、現存いたしません官僚機構から生まれるものでなく、自民党の岸信介氏とそのブレーンが考へついたものであることは、最近の新聞紙上で岸氏らがみずから語ったことで明らかであります。(拍手)われわれは、本協定が、日韓漁業の構造汚職の新たな出発点となることを恐れるものであります。(拍手)

このような政治的背景から生まれた発想を正当化するために、外務省は、わが国の主権的権利を持つ経済水域二百海里の中にすっぽり入るいわゆる共同開発区域に、韓国の主権が当然に及ぶとるがごとき発言をいたしておりますが、これは今後の海洋法会議その他の外交交渉におけるわが国の立場を弱め、まさに国益を損なうものと言わねばなりません。

また中国は、本協定が調印された直後から、本協定は絶対に容認できないと声明を繰り返しておりますが、政府は、この抗議を正式なものとして認めず、これを無視しておりますが、いかなる根拠に基づくものでありましょうか。「中国の国際法上の権利の侵害には、十分な配慮を行っている」と、一方的にわが国の立場を押しつける態度であります。このことは中国との友好関係に重大な支障を来すものであります。東シナ海における海底開発の問題は、関係各国、つまり日本、韓国だけでなく、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国とも十分に話し合いをし、合意の上に出発すべきものであると私は信ずるものであります。(拍手)

さらに、本協定における共同開発区域は、イカ、サバ、アジ等の産卵地で、古くからわが国の有力なる漁場として知られ、二百海里時代に入るとともに、近海漁業の重要性が増大している今日、この海域に石油ガス公海、海底自然の破壊が生ずれば、黒潮と対馬海流の分岐点でもあることを思ひますときに、漁業の立場から、この協定の取り扱いははもとと慎重でなければならぬと

信じます。

信じます。

先日、世界の最高技術を誇る北海油田のノルウェー沖において原油流出事故が起こったことは、重大なる警告を意味するものであります。本協定には、開発に伴う膨大な資金の流れ、その海域における国際紛争の生じた場合の問題など、なお国民の知りたいこと、聞かねばならぬことが数多く残されておりますが、強行採決によってその道を閉ざしてしまふことは、事実上、国会の責任を放棄したに等しいものであります。(拍手)

なぜ急ぐのか、残り少ない自民党政権が続いている間にあわてて開発を急がなければならない理由でもあるのか、大きな疑惑を深めずにいられないのであります。(拍手)

本協定が調印されたのは、朴大統領緊急措置第一号が吹き荒れて一九七四年一月のことでありました。そのとき、民主救国の叫びを上げて緊急措置適用第一号となった韓国の張俊河氏は、その著書「石枕」の中で「再び愚かな祖先とならないために」という言葉を残しておりますが、われわれもまた将来の日本国民に対して、愚かな祖先とならぬようにしなければなりません。(拍手)

以上、言葉は尽くしませんが、私は、自民党の諸君におかれても、この協定に良心的に反対せられんことを特に切望いたします。私の討論を終わりたいと思います。(拍手)

○議長(保利茂君) 中村正雄君。

〔中村正雄君登壇〕

○中村正雄君 民社党を代表し、ただいま議題となっております日韓大陸棚に関する協定について、賛成の討論を行います。(拍手、発言する者あり)

討論に先立って、先日の外務委員会における自民党の委員並びに委員長に対して猛省を促したい点がござります。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十二年五月十日 衆議院会議録第二十四号

七八一

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

これが確認されていたにもかかわらず、委員会開会直後、一方的に自民党委員より質疑打ち切りの動議が提出された暴挙であります。(発言する者、離席する者あり)

第二は、質疑打ち切りの動議が成立した直後、直ちに討論の通告を連呼したにもかかわらず、委員長はこれを無視し、討論の通告なしと記載した、あらかじめ用意した原稿をわずかに数秒で棒読みして、本案の成立を宣言し、委員会に出席いたしておるわが党委員に賛否の表明を行う機会を奪った理不尽な運営であります。

しかしながら、国家は自民党のものではありません。あくまで国民的利益の確保を図ることが私ども政治家の責務であることを信じております。このような観点から、わが国のエネルギー問題を考え、本協定について賛否を決めるべきであるとするのがわが民社党の基本的な方針であります。(拍手)

慢性的なエネルギー危機の到来を予見する者がほとんどであり、石油不足時代の到来までに時間的余裕のないことが警告されております。もし何らの対応策も考慮せず、現状のまま時日の経過を許すならば、エネルギーの供給不足からやがて世界の経済は、成長段階から一転して衰退の道へと転落することは必至と言えましょう。(拍手)

特に資源小国、石油消費国であるわが国の前途は、きわめて深刻であります。予見され得るエネルギー危機を回避し、将来への活路を切り開き、わが国の存立をいかに求むべきか、この課題は、党派を超え、政治家に問われております最大の課題であるのみならず、その責務はきわめて重かつたであります。(発言する者、離席する者多し)

総合的なエネルギー対策の……
○議長(保利茂君) 静粛に願います。——静粛に願います。
○中村正雄君(統) 取り組みの中で、四面を海に囲まれているわが国にとって、大陸だなの石油、

天然ガスの開発は、将来にわたり重要な意義を有するものであることは申すまでもありません。ただいま国会の承認を求められております日韓両国に隣接する……(発言する者多し)

○議長(保利茂君) 静粛に願います。
○中村正雄君(統) 大陸だなの南部開発協定の対象となっておる区域は(発言する者多し)エカプエを初めとする各種調査により、石油埋蔵量もきわめて有望な地域であることが推定されており、わが国至近距離における海底油田の開発は緊急の課題であることが多くの識者によって指摘されるところであります。

大陸だなの資源の開発では、とかく関係国の利害が競合しがちであり、最近のエーゲ海をめぐるギリシャ、トルコ間の紛争事例でも明らかとなるところであります。

本協定は、開発権をめぐる日韓両国間の法理上の対立をたな上げし、両国の開発権者が共同開発に当たるとは、エネルギー危機の到来が予測される今日……(発言する者多し)

○議長(保利茂君) 静粛に願います。
○中村正雄君(統) 有効かつ実地的な解決法と言わなければなりません。

第二点は、国際信義の問題であります。(発言する者多し)
○議長(保利茂君) 静粛に願います。
○中村正雄君(統) 二国間の条約で、条約締結後三カ年の長い間これが国会においてたなざらされた例は過去にありません。

○議長(保利茂君) 自席にお帰りください。自席にお帰りください。
○中村正雄君(統)……(発言する者多し)締結し……国会で党内の意見がまとまらないため、このような事態に至った責任を政府は深く感ずべきであります。

世界の中に生きるわが国、世界に依存して繁栄を続けなければならない日本にとって、外交の基盤は国際信義を重んずることを第一としなければ

なりません。遅きには失っておりますが、今国会でこの案件は決着をつけなければならないと考えます。(拍手)

本協定の実施に当たり、多くの留意されなければならない問題があります。ことに、真に国益として国民に還元すべきものとするための措置を講じなければなりません。そのためには、わが党が指摘したごとく、石油開発を単なる……(発言する者多し)

○議長(保利茂君) 静粛に願います。
○中村正雄君(統) あるいはメジャーに任せることなく、英国あるいはノルウェーの例のごとく、国策会社あるいは特殊法人をつくるべきであります。

同時に、これから述べます諸点について、政府は具体的な方策を緊急に講ずべきことを強く要望いたします。

その第一は、中華人民共和国を初め近隣諸国に對し、十分な説明を行い、いやくも将来において紛争の禍根を残さないよう、万全の方途を講ずべきことであります。

第二は、サンタバーバラ沖あるいは最近の北海油田の事故にかんがみ、海洋汚染や事故の防止のため、最大限の努力を行い、このような汚染防止を条件として開発を進めるものとする。万一、事故及び汚染の発生があったときには、嚴重な対応策を用意するとともに、漁業等の被害補償の義務づけを明確にすることです。

第三は、石油開発権者の責任と義務、あるいは租税、関税問題等、具体的な協定の運用は国内法にゆだねられております関係上、これらの措置法については、慎重な審議の上、再検討を望みます。

以上の要望を加えて、わが党は本協定を承認する立場を明らかにするものであります。

以上で討論を終ります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。(拍手)

日程第二 中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野呂恭一君。

中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔野呂恭一君登壇〕

○野呂恭一君 ただいま議題となりました中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、昭和四十八年の石油ショック以来、従来から中小企業が大部分を占めている分野に大企業が進出し、紛争が発生する事例がふえてまいっております。本案は、このような事態に対処して、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保するため必要な調整を行う等の措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大韓民国の北部の境界面定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大韓民国の南部の境界面定に関する協定の締結について承認を求めるの件 中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案

第一に、中小企業団体は、中小企業の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大企業者の進出計画について、主務大臣に対し、事前調査及び調整の申し出ができること。

第二に、主務大臣は、調整の申し出を受けて、中小企業の事業活動の機会を確保するため、中小企業調整審議会の意見を聞いて、大企業者に対し、当該事業の開始時期の繰り下げ、規模の縮小等の勧告をすることができること。

第三に、主務大臣は、大企業者による進出計画の既成事実化を防ぐため必要があると認めるときは、一時停止勧告をすることができること。

なお、調整勧告及び一時停止勧告に大企業者が従わなかったときは、その旨を公表することができること等であります。

本案は、四月十九日当委員会に付託され、同日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取して以来、参考人を招致する等、慎重に審査を重ね、四月二十八日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの共同提案に係る調整命令の規定及び命令違反に対する罰則の新設等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付せられましたことを申し添え、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつ

昭和五十二年五月十日 衆議院会議録第二十四号

て、本案は委員長報告のとおり決しました。

○互力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 互力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(保利茂君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長橋本龍太郎君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔橋本龍太郎君登壇〕
橋本龍太郎君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図ろうとするものでありまして、その内容は、第一に、認定被爆者に対する特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態

にある者に支給する特別手当の額を、月額二万七千円から三万円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を、月額一万三千五百円から一万五千円に引き上げること、

第二に、健康管理手当の額を、月額一万三千五百円から一万五千円に引き上げること、

第三に、保健手当の額を、月額六千八百円から七千五百円に引き上げること

であります。

本案は、去る三月十五日に内閣修正により、特別手当等の額の引き上げの実施時期が二カ月繰り上げられ、昭和五十二年八月一日から施行されることとされたものであり、四月十二日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

〔議長閉鎖〕

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。投票漏れはありませんか。投票箱開鎖。開匣。開鎖。

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百一
可とする者(白票) 二百三十七
〔拍手〕

否とする者(青票) 百六十五
〔拍手〕

○議長(保利茂君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とするに決しました。

安倍晋太郎君外二十四名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 文男君 相沢 英之君
逢沢 英雄君 愛知 和男君
愛野 興一郎君 青木 正久君
天野 光晴君 荒松 清十郎君
有馬 元治君 井出 一太郎君
井上 裕君 伊東 正義君
伊藤 宗一郎君 池田 行彦君
石井 一君 石川 要三君
石田 博英君 石橋 一弥君
石原 慎太郎君 稲垣 実男君
稲葉 修君 稲村 佐四郎君
稲村 利幸君 今井 勇君
宇野 宗佑君 宇野 亨君

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号 発言時間に関する動議

上村千一郎君	内田 常雄君	砂田 重民君	住 榮作君	福田 一君	福永 一臣君	小川 省吾君	小川 仁一君
内海 英男君	江崎 眞澄君	瀬戸山三男君	関谷 勝嗣君	福永 健司君	藤井 勝志君	大出 俊君	大柴 滋夫君
江藤 隆美君	小川 平二君	園田 直君	染谷 誠君	藤尾 正行君	藤田 義光君	大島 弘君	大原 亨君
小此木三郎君	小沢 辰男君	田澤 吉郎君	田中伊三次君	船田 中君	古屋 亨君	太田 一夫君	岡田 哲児君
小沢 恵三君	越智 伊平君	田中 龍夫君	田中 正巳君	細田 吉藏君	堀内 光雄君	岡田 利春君	加藤 清二君
大石 千八君	大塚 雄司君	田中 六助君	田村 元君	堀之内久男君	堀内 光雄君	角屋堅次郎君	金子 みつ君
大坪健一郎君	大西 正男君	高島 修君	竹下 登君	前尾繁三郎君	前田治一郎君	川口 大助君	川崎 寛治君
大野 明君	大平 正秀君	竹中 修一君	谷 洋一君	増岡 博之君	増田甲子七君	川俣健二郎君	川本 敏美君
大村 襄治君	奥田 敬和君	谷川 寛三君	玉生 孝久君	松澤 雄藏君	松永 光君	久保 三郎君	北山 愛郎君
奥野 誠亮君	加藤 弘一君	玉沢徳一郎君	地崎宇三郎君	松野 幸泰君	三池 信君	久保 三郎君	小林 進君
加藤常太郎君	加藤 六月君	中馬 辰猪君	津島 雄二君	三木 武夫君	三原 朝雄君	栗林 三郎君	後藤 茂君
鹿野 道彦君	海部 俊樹君	塚原 俊平君	辻 英雄君	三塚 博君	水平 豊彦君	兒玉 末男君	佐藤 観樹君
粕谷 茂君	片岡 清一君	坪川 信三君	戸井田三郎君	宮澤 徹郎君	宮崎 茂一君	上坂 昇君	佐藤 寛治君
金子 一平君	金子 岩三君	戸沢 政方君	渡海元三郎君	宮澤 喜一君	武藤 嘉文君	齊藤 敬治君	沢田 広君
金丸 信君	亀岡 高夫君	登坂重次郎君	友納 武人君	向山 一人君	村上 勇君	柴田 健治君	沢田 利久君
鴨田 宗一君	唐沢俊二郎君	中尾 栄一君	中川 一郎君	村上 茂利君	村田敬次郎君	島本 虎三君	嶋崎 譲君
川崎 秀二君	川田 正則君	中西 衛君	中野 四郎君	村山 達雄君	毛利 松平君	清水 勇君	新盛 辰雄君
瓦 力君	木野 晴夫君	中村 啓介君	中村 弘海君	森 清君	森 美秀君	田口 一男君	多賀谷眞稔君
木村武千代君	岸 信介君	中村 喜四郎君	中山 正暉君	森 喜朗君	森山 欽司君	竹内 猛君	楠 兼次郎君
北川 石松君	久野 忠治君	中山 利生君	中山 靖君	森田 欽二君	山崎平八郎君	橋 兼次郎君	中村 重光君
久保田四次君	鯨岡 兵輔君	二階堂 進君	二階堂 進君	保岡 興治君	山下 徳夫君	成田 知巳君	野口 幸一君
熊谷 義雄君	倉成 正君	西田 司君	西村 英一君	山下 元利君	山崎 貞則君	芳賀 貢君	馬場 昇君
藏内 修治君	栗原 祐幸君	西銘 順治君	根本龍太郎君	湯川 宏君	与謝野 馨君	日野 市朗君	廣瀬 秀吉君
小泉純一郎君	小坂徳三郎君	野田 卯一君	野田 毅君	綿貫 民輔君	渡辺 恒三君	廣瀬 秀吉君	細谷 治嘉君
小島 静馬君	小宮山重四郎君	野田 英二君	野田 恭一君	渡辺 栄一君	渡辺 弘三君	古川 喜一君	松沢 俊昭君
後藤田正晴君	河本 敏夫君	野中 英二君	野田 恭一君	渡辺 秀央君	渡辺 美智雄君	水田 稔君	村山 喜一君
高村 坂彦君	國場 幸昌君	羽田 進君	羽田 忠文君	渡辺 秀央君	渡辺 美智雄君	伊賀 定盛君	森井 忠良君
左藤 恵君	佐々木義武君	羽田 進君	葉梨 信行君	堀山 邦夫君	安宅 常彦君	伊賀 茂君	矢山 有作君
佐藤 隆君	佐藤 文生君	萩原 幸雄君	橋口 隆君	安島 友義君	井上 泉君	石野 久男君	安井 吉典君
佐藤 守良君	齋藤 邦吉君	橋本龍太郎君	長谷川四郎君	阿部末喜男君	井上 普方君	岩垂喜男君	山田 耻目君
斎藤滋与史君	櫻内 義雄君	長谷川 峻君	服部 安司君	阿部 一成君	井上 普方君	岩垂喜男君	山田 耻目君
坂田 道太君	志賀 節君	早川 幸一君	林 大幹君	池端 清一君	石野 久男君	岩垂喜男君	山田 耻目君
笹山茂太郎君	椎名悦三郎君	早川 幸一君	林 大幹君	池端 清一君	石野 久男君	岩垂喜男君	山田 耻目君
始関 伊平君	塩谷 一夫君	早川 幸一君	林 大幹君	池端 清一君	石野 久男君	岩垂喜男君	山田 耻目君
塩川正十郎君	塩谷 直藏君	早川 幸一君	林 大幹君	池端 清一君	石野 久男君	岩垂喜男君	山田 耻目君
篠田 弘作君	正示啓次郎君	早川 幸一君	林 大幹君	池端 清一君	石野 久男君	岩垂喜男君	山田 耻目君
島村 宜伸君	菅波 茂君	早川 幸一君	林 大幹君	池端 清一君	石野 久男君	岩垂喜男君	山田 耻目君
白濱 仁吉君		早川 幸一君	林 大幹君	池端 清一君	石野 久男君	岩垂喜男君	山田 耻目君

山本 政弘君	湯山 勇君
横路 幸弘君	横山 利秋君
吉原 米治君	米田 東吾君
渡部 行雄君	渡辺 三郎君
渡辺 芳男君	浅井 美幸君
新井 彬之君	有島 重武君
飯田 忠雄君	池田 克也君
石田幸四郎君	市川 雄一君
小川新一郎君	大久保直彦君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	長田 武士君
鍛冶 清君	貝沼 次郎君
北側 義一君	草川 昭三君
草野 威君	古寺 宏君
斎藤 実君	坂井 弘一君
坂口 力君	鈴切 康雄君
瀬野次郎君	田中 昭二君
竹内 勝彦君	武田 一夫君
谷口 是巨君	島居 一雄君
中川 嘉美君	西中 清君
長谷雄幸久君	林 孝矩君
春田 重昭君	平石磨作太郎君
広沢 直樹君	伏木 和雄君
伏屋 修治君	二見 伸明君
古川 雅司君	松本 忠助君
宮井 泰良君	宮地 正介君
越仲 義彦君	山田 太郎君
吉浦 忠治君	和田 一郎君
渡部 一郎君	荒木 宏君
浦井 洋君	工藤 晃君
柴田 睦夫君	瀬崎 博義君
田中美智子君	津川 武一君
寺前 巖君	東中 光雄君
不破 哲三君	正森 成二君
松本 善明君	三谷 秀治君

安田 純治君

○議長(保利茂君) 木原実君外五名から、内閣委員長正示啓次郎君解任決議案が提出されました。本決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

内閣委員長正示啓次郎君解任決議案(木原実君外五名提出)

○議長(保利茂君) 内閣委員長正示啓次郎君解任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。木原実君。

内閣委員長正示啓次郎君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔木原実君登壇〕

○木原実君 私、日本社会党を代表し、内閣委員長正示啓次郎君の解任決議案を提案をいたします。(拍手)
まず、その本文並びにその理由を朗読をいたします。

内閣委員長正示啓次郎君解任決議案
本院は、内閣委員長正示啓次郎君を解任する。
右決議する。

〔拍手〕

理由

内閣委員長正示啓次郎君は、厳正公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままに一方的に内閣委員長職権によつて開会した同委員会において、いまだ審議を終了してない「沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案」に対する修正案の強行採決を行った。

かかる暴挙は、委員長としてあるまじき行為であるのみならず、国会の権威を傷つけ、議会制民主主義を根本から踏みこむものである。その責任は極めて重大である。

従つて今後、本国会の重要法案を審議する内閣委員会の委員長として、その職務を遂行するには不適当であると判断する。

これが、本決議案を提出する理由である。以上が、決議案の本文並びに理由であります。私は、さらに、本決議案を提案するに至った経過並びに理由について申し述べたいと存じます。

諸君、御存じのように、来る五月十五日は、沖縄県が本土に復帰して満五周年を迎える日であります。

沖縄が本土に復帰するに当たって、「沖縄を温かく迎えよう」というスローガンを全国に張りめぐらしたのは、はかならぬ政府・与党であります。

〔拍手〕復帰後五年が経過をいたしました。沖縄は、果たして皆さんの手によって温かく迎えられたでしょうか。それが問題であります。

沖縄の現状は、相次ぐ本土資本の進出によって、企業系列化、土地の買い占め、公害の増大、そして脆弱な経済体質の上に、いまや不況とインフレの波が押し寄せ、県民は全国一の物価高と失業の脅威にさらされているのであります。

しかも、沖縄県民にとつて諸悪の根源であると言われる軍事基地は、日本本土の米軍基地の過半数がこの狭い島に集中し、沖縄県民はいまなお基地支配の影に生活を営むという現状にあります。

沖縄が本土に復帰すれば、米軍の基地は本土並みに縮小されていくと返還当時繰り返し強調されましたのは当時の佐藤総理でありました。しかし、この五年間、沖縄の基地はどれほど整備縮小されたでしょうか。ベトナム戦争が終息をし、アジアのデタントが進行する中でも、なぜか沖縄の米軍基地の機能は強化され、韓国からの米軍撤退の動きと相まって、その基地活動は日増しに激しくなっているという状況であります。最近では理不尽な戦車道の敷設などを行い、核兵器や生物兵器配置の疑惑さえ指摘されているという状況であります。

かつて沖縄返還当時、時の県知事屋良朝苗氏は、「われわれは日本の平和憲法のもとに帰るものである、われわれは再び石にはなりたくない、極東のかねめの石などというものにはなりたくない」と強調をいたしました。しかし、沖縄の現状は依然として基地の重圧のもとにあえぎ、安保体制の重荷を一身に背負っているのであります。

さらに、沖縄にはあの戦争の傷跡がいまなお深刻な影を落としております。特に、今国会の焦点となりました地籍の問題もその重要な取り残された問題の一つであります。

沖縄は激しい戦火にさらされ、米軍占領のもとではいままに土地は取り上げられ、地形は変形し、今日なお境界や地籍の不明確な地域が数多く残されておるのであります。憲法に保障された私有権にかかわる基本的な権利がいまだ回復されていないというのは、恐るべきことであると言わなければなりません。

政府は、この国会にいわゆる基地確保のための特別措置法案を提出いたしました。その内容は、軍事基地内の地籍を定め、その永久使用と、使用に際しない地権者には、地籍が明確になるにあわせて土地収用法を適用するという内容を含むものであります。これは恐るべき措置であり、考え方がであります。基地の確保をすべてに優先し、基地外の地籍は捨てて顧みないということあります。

政府は、これまでも公用地等暫定使用法によって基地用地の強制使用を行ってきたのでありますけれども、この暫定法自体が憲法違反の疑いがあり、現に違憲訴訟の対象となっている法律であります。この法律案がさきの沖縄国会で審議された際にも、鋭くその問題点が指摘をされ、政府は暫定法の定める五年以内に地籍の明確化を行うと繰り返し返

しこの壇上において約束してきたところでありませう。

しかし、この五年間、沖縄県当局を初め関係地主は懸命の努力を行って地籍の明確化の作業を行ってきたけれども、地籍の原簿や公図は戦火で失われ、地形の変化は著しく、米軍から返還された基地跡地も地籍不明確のままその使用もかなわないという実情にあります。

私たちは、そのため、社会、公明、共産三党による地籍明確化法案をこの国会に提出し、国の責任において速やかに地籍の明確化を行うべきであるという制度の確立を目指したのであります。

わが内閣委員会では、これらの法案を扱う中で現地調査を行い、地籍明確化作業の苦心をつぶさに見る事ができたのであります。

その結果、内閣委員会は、基地の永久確保を優先させるのではなく、緊急なのは、この五年間、政府が顧みることのなかったすべての不明確な地籍を、この際、国の責任と負担において明確にすることであるという認識を持つに至りました。このことは与党の自由民主党を含めて、少なくとも理事会は全会派が一致して、地籍明確化優先のために、この際全力を尽くそうということになりました。

このことは、当然のこととはいえ、内閣委員会は使命感に燃え、すばらしい一歩を踏み出すことができるという希望に燃えておったのであります。わが正示啓次郎君は、みずからその先頭に立つと言ひ、落ち目の自民党の中にもこれはまれに見る識見の持ち主がいるものだ、ひそかに考えたほどであります。

内閣委員会が地籍明確化を優先して制度化しようとしたとき、政府案はすでに廃案の運命にありましたが、われわれは、野党三党提案の明確化法案を基礎に、新たな法案の作成のために真剣な努力を払いました。向こう五十年の間に計画を立てて地籍の明確化の作業を進めること、地権者の地籍を確認するために調整会議を設置すること、

国の責任を明らかにするために実施主体を国の行政機関とし、地籍決定の裁定を行うこと、つづれば地等の補償、跡地の利用計画など、制度の充実のために努力を続けたのであります。

去る六日、正示委員長は、その作業の結果を内閣委員会理事會に示しました。それは野党三党案に比べれば、まことに不十分なものではありましたが、一歩の前進であると認められたのであります。そのままだれば、内閣委員会もその使命の一端を果たすことができ、正示啓次郎君は、今夜、解任決議案などというまことに不名誉な決議を行われないで済んだはずであります。

しかるに、正示君は、地籍明確化のための修正案の中に、事もあろうに、現行の公用地等暫定使用法の五年間延長を附則としてつけ加えることを提案したのであります。この暫定使用法は、法の明文によっても、立法の趣旨からしても、延長の絶対に行えない法律であり、この法のもとに不当な基地用地が取得されておるのであります。私たちは、この水と油のものを一緒にして、実質的には基地の永久取得を招く措置に強く反対し、その切り離しを要求したのであります。

しかるに、正示君は、五月九日に至り、暫定使用法の延長を含む修正案を用意し、あらかじめ採決を予定しつつ、職権をもって委員会を開催するに至りました。このやり方は、厳正公平であるべき委員長の職責に背き、九俣の功を一簣に欠くという恥すべき委員会運営であると言わなければなりません。

正示啓次郎君は、古く明治の終わりのころ和歌山県に生まれ、学業を終えて大蔵省に入り、その後足元をうたわれたということでありませう。それにしても大蔵省というところは、総理大臣福田赳夫君と言ひ、先ほどの鳩山外務大臣と言ひ、どうしてこうも不敏な人材を抱えたのかと、改めて驚かざるを得ないのであります。(拍手)かつて、「法学十国を誦る」という言葉がありました。いまや、大蔵省のOBは国を破るという時代

を迎えたのではないかと憂えるものであります。正示君の沖縄地籍法確立のために燃やしたあの情熱は、一過性の思いつきであつたのか、それとも一場の春の夢であつたのかと言わざるを得ないのであります。(拍手)

正示君は、温厚にして篤実な人柄であります。政界を隠退でもすれば、人々は彼の徳をたたえ、やはり政治をやめてよかつたなあと、拍手をもって迎えられるに違いないほどの人材であります。私はその人柄を認めつつ、正示君のために、この解任決議案の成立に先立って速やかに委員長長の座を去り、相ともに沖縄の建設のためにまっしぐらに進む道を選ばれんことを望みたいのであります。

以上、私は正示君の功罪を皆さん方の前に提示し、過般の委員会運営に当たる不当なやり方を糾弾をし、速やかに解任決議案が皆さん方の賛同を得て成立するようにお願いをし、提案理由の説明を終わりたいと存じます。(拍手)

○議長(保利茂君) 質疑の通告があります。順次これを許します。野坂浩賢君。

〔野坂浩賢君登壇〕

○野坂浩賢君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になりました内閣委員長正示啓次郎君に対する解任決議案に対して若干の質問を行い、委員長の暴挙及びその本質を皆さんの前に明らかにしたいと思つております。(拍手)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律五年間延長を本質的なものとすると、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法案の施行採決を行ったことは、きわめて重大と言わなければならぬのであります。

私は振り返つてみて、沖縄が復帰してから満五年間を迎えるのであります。私は提案者に対して、沖縄の現状は一体どのようなようになっておるか、このことについてまず伺いたいと思つておるであ

ります。

私も、去る四月の十二日、復帰五年を迎えた沖縄を同僚の諸君とともに訪ねたのであります。そして沖縄の現状は、農業県であると言われながら消費県に転落をし、中小企業は本土企業の進出によって自由社会における倒産の自由だけが許されておるといふ現状をこの目ではつきりと見てまいったのであります。(拍手)

農家の諸君たちに今後の沖縄の進展と発展はどのようにすべきかというのをいろいろ討論をする中で、多くの農民は基地を指さしてこう言うのであります。あの基地が返還をされたならば二万町歩も二万五千町歩もわれわれは耕して、真に沖縄県民が安定をした生活を迎えることができるというのを涙ながらに訴えておるその現状をわれわれ政治家はどうとらえるべきであるかということとを、心真に迫つて考えさせられたのであります。(拍手)

この五年間にわたつて政府はどのような施策をしてきたのか、沖縄県民にどのようにこたえてきたのかということをおは提案者に聞きたいと思つておるであります。

第二番目に私は聞きたい。今回のこの公用地法、政府・自民党は基地確保新法案の強行採決を当時企図しておつたのでありますけれども、沖縄県民を先頭に立て多くの日本の国民の諸君たちの激しい抵抗に遭つて、ついに修正案を提出をせざるを得なかつた。そしてまた、その本質的なものは、この公用地法五年間延長にその本質を見ることができるのであります。沖縄県民の中で一体何を望んでおるか、国民の声を政治に反映するということは、自民党の諸君も民社党の諸君も新自由クラブの諸君も同じことであらうかと思つておるであります。

いま、沖縄県民の諸君たちがその希望を結集をして、いわゆる反戦地主会というものが結成されておることは、皆さんのよく御承知のとおりであります。五百人もの反戦地主会があらゆる妨害にも

めげないで今日も真の平和を求めて闘っておる現状は、沖縄県民の真の姿を明らかにしておるものと思うのであります。

それにもかかわらず、沖縄県民の三十年にも及んだこの怨念を無残にも踏みにじった自民党及び民社党あるいはまた新自由クラブのその行為は、許さるべきではないと思うのであります。

(拍手)

委員長の職責は、常に公平であり、公正でなければなりません。自民党の思惑どおり職権をもって開会を行う、このような姿は、委員長の職責を忘れ、放棄したのと言えらるると思うのであります。正示委員長はみずからその非を悟り、真に委員長辞職をすると思いきや、いままなお便々としてその職にしがみついている姿は、笑うべきか怒るべきか、私はその良識を疑うものであります。この正示委員長の姿勢と態度をどのように提案者は考えるのか、そしてその本質は一体どこにあるのか、私は提案者に聞きたいと思うのであります。(拍手)

沖縄県民の声を、真の願いを、いかにしてわれわれは実現すべきでありましょうか。今日なお地籍も不明であり、憲法に定めてある私有地のその権利はいまだ不明瞭であるというところは、皆さん方のよく承知されるところであります。真に調査をし、そして戦後処理を文字どおり終わって県民の皆さん方の持ち分がそれぞれ明らかになること、これが沖縄県民の願いであるということは議論をまたないところでござります。

私も、いまこのような状態の中で、ニクソン・佐藤会談による基地つき、核つき、自由使用というような姿を再び残してはならないと思うのであります。今日、この自由使用、永久使用という姿を自民党が沖縄県民の願いを踏みにじってやるような暴挙を、断じて国民の名において許すことはでき得ないのであります。

このような点について、提案者はどのように考えておるのか。私は、この際、県民の願い、国民

の願いをこの議場を通じて国民の前に明らかにしたい。ただ、心からお願いをして、私の質問を終わります。(拍手)

(木原実君登壇)

○木原実君 質問者にお答えをいたしたいと思ひます。

ただいま私の趣旨説明に對しましてまことに適切な質問をいただきました。野坂浩賢君は、鳥取県にこの人ありと言われまして、沖縄の実情につきましても、みずからの体験を踏まえながら大変に実情を掌握をし、文字どおり沖縄県民の心にこたえよう、これはわが社会党の基本的な理念であります。これは、わが党の意向を代表し、研さんを含め、沖縄を訪れては、あしたには農民の諸君と語り、夕べには不況と倒産にあおられておる中小企業の方々と語り、よくこの実情を本議場の中から質問という形で披露をしていただきまして、心から感銘をいたしておるところであります。(拍手)

何よりも本院の基本的な使命、われわれがいまやらなければならぬというところは、野坂君の御質問の中にもありましたように、沖縄県民の願いと心にわれわれが覚悟を超えてどれだけか答を出すことができるか、こういうことにしぼられておるわけでありま。

復讐五年、ただいま野坂君からは、沖縄の農民諸君に対して政府がいかなる対策を立ててきたかという御質問がございました。私は、不幸にして席が違ひまして、政府の席にいないことがまことに残念であります。野坂君でございますから、批判という立場を持つのは当然でありますけれども、それにいたしまして、この席に列しておる諸君が沖縄の農業に対してとってまいりました施策というものは、つづめて言えばゼロに等しい、こう申し上げても過言ではないのであります。(拍手)

今日、沖縄の伝統的なパイナップル栽培、御案内のように伝統的な農民の仕事として営々として栽培をされてきたものでありますけれども、それは相次

ぐいば商品農業生産としての農業の争いの中で、置き去られていくという状態にあります。パイナップル生産に携わる農民諸君は、機会あるごとに政府に陳情をし、政府の施策の変更を求めて活動してきたところであります。わが党選出の上原議員は、その先頭に立って農業政策の、少なくとも沖縄県民の心にこたえる農政の転換を求めてまいりましたわけでありま。けれども、どういうわけか政府の施策の中にはこれという見るべきものがないわけでありま。そのために、いまパイナップル農業は衰退の危機の状態にあるという姿であります。

あるいはまた、われわれは建設的な方向として、沖縄に本土に向けての素材の生産、その経営の拡大に必要な資金の補給、生産の指導、流通関係の改善、こういうものを政府に求めておるわけでありま。けれども、これまた、どういうわけか政府の施策は沖縄には及ばないわけでありま。沖縄に身も心も通わないというのが今日の政府の姿であります。まことに遺憾と言わなければなりません。

私たちは、あの限られた島の中にあって、乏しい水を分かち合い、農民の皆さんが営々としてこの島に生きるために苦心をしている姿を見るにつけても、せめて内閣を交代をして、私どもが農政を担当をして、沖縄の心にこたえることを一日も速やかに、そのために沖縄の諸君とともにがんばっていききたいと考えておるところであります。

(拍手)

私はまた、ただいま不信任の決議案を提出いたしました正示啓次郎君の委員長としての姿勢、その本質はどうか、こういう御質問に對してお答えをしなければならぬのはまことに心の痛むところでありま。

私も、やはり委員会を同じくし、厳正中立であるべき委員長の姿を期待をして、今日まで私は理事として委員長を多少助けきたつもりであります。それにもかかわらず、彼も政治家として一片の良心がありますから、地籍の明確化につい

ては何とかこれを確立しようとして多少前向きになったという努力を認めなければなりません。しかしながら、残念ながら自由民主党という党籍を離れたわけではございませんので、土壇場まで参ります。沖縄の心を忘れ、沖縄の現状を無視し、みずからの委員長という席の中での限界の中に衰れにも埋没をしいたというのがその姿であります。今日、政治の諸悪の根源は、どういがかげんか、やはり政府・与党の中にあるとわれわれは指摘をせざるを得ません。いわばその落ち目の中の自民党の選出の委員長として彼は努力はしたけれども、最後の一线を越えることができなかった。まことに残念と言わざるを得ないところでありま。

多くの御質問をいただきました。答弁漏れがあつては困りますので、もう少し申し上げますけれども、最後に御指摘のございましたように、佐藤・ニクソン会談の、沖縄を基地つき、核つきの島に再び置いておいてはいけぬ、あのような国際間の取り決めが今日の沖縄を苦しめている根源ではないかという御質問がございました。私もその憂えをとにもするものであります。

繰り返しますように、返還後五年、どなたも沖縄においでになりましたら、何よりも真っ先にぶつかるとは、相も変わらぬあの膨大な基地群の存在であります。そして、この基地には、本院の予算委員会におきまして上原康助議員が厳しく指摘をいたしましたように、今日なお核の存在を容易に指摘できるという痕跡が至るところにあるわけでありま。私もはさきの内閣委員会の視察におきまして嘉手納の基地に参りました。ここには核兵器を使う以外には用のない部隊が存在をしておるわけでありま。それにもかかわらず、政府は繰り返して、沖縄には核がございませぬ、アメリカに聞きましたけれども、ないと言つております。こう言うのです。これは子供の使いのようなものです。私も、残念ながら、沖縄に核の存在を否定する根拠というものが無いことを

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

内閣委員長正啓次郎君解任決議案

七八八

今日まことに憂えとも不安とするところであり
ます。

私も、さらに一層沖縄の現状についてその
姿をきかめ、少なくとも、野坂君御指摘のよう
に、核や、あるいはまたいわずに基地のま
に沖縄が経過することのないように最大の努力を
払ってまいりたい、そのように考えておるこ
とであります。

多くの問題につきまして御指摘をいただきま
したけれども、不敏にして、以上御答弁を申し上げ
まして、野坂君の御質問のお答えといたします。

(拍手)

○議長(保利茂君) 島田琢郎君。

○島田琢郎君(登壇)。

私は、ただいまの提案に対し、若
干の質問を行うものであります。

まず第一に、その理由に、内閣委員長正啓次
郎君の、委員長として厳正公平であるべき職責に
違反したとあるが、これをもう少し具体的に当時
の状況を再現していただきたいと思うのでありま
す。何となれば、今回政府から提案をされてお
ります沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別
措置法案の修正案の強行採決は何としても容認で
きるものではありませんし、いわんや、現地の沖
縄県民にとっては、いまやこの政府・自民党の暴
挙に対して、県民挙げて反対の意向を明らかにし
ているからであります。

ただいま野坂浩賢君の質問に対して、提案者の
本原実議員から、きわめて端的に今日の置かれて
いる沖縄の現状について述べたのでありますが、
私は、きわめて重要な時期にありますが、この
点について重ねて、この五年間に沖縄県民が期
待をし、そして失望をし、今日の状況に追いや
られている状況をもう一度国民の皆さんとともに振
り返ってみななければならぬと思ひます。

きわめて鋭角的な政治目標として沖縄の本土復
帰を目指して闘い抜かれ、そして実現した七二年
返還以降、先ほど指摘のあったとおり、間もなく

満五年が経過するのであります。しかしながら、
今日において沖縄のすべてを略奪し抜いた米軍基
地は依然としてそのまゝの姿で残っており、核と
戦争の危機をはらんだ不安な日常が沖縄の全島を
覆い尽くしているのではありません。

七二年返還により、本土の在日米軍基地同様に
日米安保条約第六条や地位協定第二条の適用に
よって、日本政府から米政府に提供されるものと
いった、法的性格の上辺だけは統一のものになっ
たと言われています。しかしながら、返還が事実
上四次防計画の作成過程と同時進行の形で沖縄を
日本独占資本主義の対外膨張の南進基地化すべく
推し進められ、何よりもインドシナ革命の勝利と
アメリカ帝国主義の敗北を打ち出され、アジア人
をしてアジア人と戦わしめるニクソン・ドクトリ
ンの転換の一環としての米帝から日帝への施政権
の返還であったことは、反戦復帰をこそ切望した
沖縄県民に対して、日本政府が米軍基地の継続使
用をほとんどそのまゝの状態に認めたことに歴然
とあらわれているのであります。

この法的には米軍に提供されることになった軍
用地、つまり基地を返還の時点で空白が生じない
ようにアメリカに便宜を図った政府・自民党は、
さらに米軍から肩がわり的に返還基地を自衛隊が
使用できるようにするため、五年間の時限立法で
沖縄県における公用地等の暫定使用に関する法律
を強制制定し、自衛隊の強制配備の道を切り開い
たのであります。

アメリカという異民族支配からの祖国復帰とい
う、感情的に高揚するナショナリズムを利用しつ
つ、本土矛盾の押しつけによる沖縄切り捨て政策
を隠蔽して、本土並み返還の美名を宣布した七二
年返還とは一体何であったのでありましようか。
この五年間できわめて明確になったことといえ
ば、差別による同化政策以外の何物でもなかった
ということです。

日米安保体制の堅持とそのための米軍基地の固
定化、そして自衛隊の強制配備といった沖縄基地

をめぐる状況の新たな展開は、独占化し帝国主義
化している日米両国の資本と権力の相互補強とい
う形で、基地沖縄の屈辱と不安な日常を県民に対
して恒久的に強要していくだけで、施政権の返還
は文字どおり空文化し、政治、経済、社会、教育
上のあらゆる分野で沖縄をいやおうなしの復讐体
制に追い込み、本土との一体化を至上命令とした
政府がやったことは一つ、日本資本主義の
ひずみを本土よりも沖縄により多くお寄せし、
そうすることによって差別と同化の国内植民地化
を貫徹したこととしかありませんでした。

そして、より深刻な事態は、沖縄県民が暴圧的
な米軍の専制支配に抗して築き上げ、そして身に
つけてきたただけにいままでの直接民主主義的な
思考と強烈な行動力に裏打ちされた主体的な抵抗
体が、反戦復帰が日々幻滅と映る中で挫折を強
いられている危機に見舞われていることでありま
す。

沖縄返還と言われ、復讐と言われ、奪還とまで
言われた実体が、なぜ運動の主体の挫折までも
引き起こす状況に立ち至ったのか、提案者はこの
辺のところをぜひこの機会に明らかにしてほしい
のであります。(拍手)

さらに、沖縄問題の根本は、提案者が詳しく述
べておられますように、まさに諸悪の根源は、言
までもなく沖縄に依然基地が存在することであり
ます。朝鮮半島に標的を据えた在沖米軍の、前線
基地としての沖縄基地の機能強化や自衛隊の強制
配備が完了しつつある中で生じた問題が、基地確
保新法による基地収奪への新たな策動であるとす
れば、この法律は許すわけにはまいらぬというこ
とに相なるわけでありますが、これをなぜ正啓次
郎委員長が強行採決に踏み切ったか、この辺につ
いて提案者なりの判断があると思ひますので、こ
の機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

(拍手)
なお、前段で申し上げましたように、沖縄は県
民を挙げて、この政府提案の沖縄県の区域内の駐

留軍用地等に関する特別措置法案に対して反対を
表明しています。去る昨年の十月十六日に、沖縄
県の知事が代表で、この法案の制定に反対する要
請が行われていますが、この機会に改めて政府・
自民党の諸君に沖縄の心を理解してもらいために
も、ぜひこの反対要請の全文を読み上げて、これ
に対する提案者の意見と考え方を聞いておきたい
と思ひます。

沖縄県民は、悲惨な戦争、これに続く長期の
米軍支配の苛酷な体験と、更に狭隘な県土に
存在する広大な米軍基地によって県民福祉が大
きく阻害されてきました。そのため、県民は一
切の基地の存在に反対し、その整理縮小、撤去
を強く要求し、基地のない平和な生活を希求し
続けてきたのであります。

きわめて重要な考え方でありま
す。
しかるに、政府はこのような県民の要求を無
視して「沖縄における公用地等の暫定使用に関
する法律」が来年五月十四日で失効することに
伴い、新たに「沖縄県の区域内の駐留軍用地等
に関する特別措置法」を今臨時国会において制
定しようとしております。

御承知のように、現行のいわゆる公用地暫定
使用法は、米軍が不法・不当に接収し、使用し
てきた沖縄における米軍基地を憲法その他の国
内法令に照らし、何ら是正することなく、五
年の長期に亘って継続使用を図ったものであり
ます。この法律は、当時の琉球政府を始め、多
くの国民が違憲性の強いものとして、反対した
にもかかわらず、これを無視して強行採決され
たものであります。現に一部土地所有者から違
憲訴訟が提起され、係争中であることも事実で
あります。

ところで、政府が今臨時国会において制定し
ようとしている法律案の中には、地籍の明確化
のための所要規定も定めているが、これは米軍
用地及び自衛隊用地内に限定され、しかも、地
籍が確定されるまでの間、必要によっては無期

限に、この法律によって米軍用地及び自衛隊用地をそのまま継続使用することができることになっております。

これは、現行の公用地暫定使用法よりも一層私権を侵害する違憲性の強いものであるといわざるを得ません。

県民が要求している地籍の明確化は、国策による戦争の結果、混乱した地籍を基地の内外を問わず、一体として国の責任において早急に整備し、その有効利用が図られるよう措置することとあります。

○議長(保利茂君) 島田君——島田君、島田君、制限の時間になりましたから、結論をしてください。

○島田琢郎君(続)

しかるに、この県民の要求が、基地の継続使用を容易ならしめる手段として意図的に利用されることは、極めて遺憾であります。

よって、本県は、この法律の制定には反対でありますので、なにとぞ本要請の趣旨を御理解のうえ、特段の御配慮をお願い致します。

○議長(保利茂君) 島田君、結論をしてください。

○島田琢郎君(続) 政府・自民党の諸君は、この県民の願いを一体何と心得ているのか。この際、この県民の心を心として、国民の皆さんとともに、沖縄の県民の皆さんが味わってきたこの苦渋と苦難の歴史を再び繰り返すことのないように、本法案を通じて国民的な課題として解決すること、を切に望むの余り、提案者に重ねて以上の点を質問する次第であります。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

【本原実君登壇】

○本原実君 島田琢郎君にお答えをいたします。

島田君は、制限をされた時間いっぱいまで大変有効に使われまして、熱情あふる質問を展開されました。私の提案をいたしました趣旨説明の

中で十分に触れることができなかったところを、質問という形で鋭くえぐられたわけでありまして、島田君は、北海道五区の出だすと承知をいたしておりました。御自分は北の寒冷の地に生まれながら、なおかつ愛国の至情から、わが沖縄の問題についてもきわめて血の通った、心の通った、熱意を披瀝されまして、これは、さすがに北海道にその人あり、あるいはまた、いまや農林水産委員会の理事としてこの人ありと言われる人材であるということ、まことに敬服をいたしましたところとあります。

どうぞひとつ与党の諸君も、こういう島田君のような理事が農水の中でもなおかつ沖縄の現状について心を痛めておられるわけですから、相ともに問題の解決のために力を尽くされるように、これは私から答弁に先立ちましてお願いを申し上げたいところであります。(拍手)

島田君の御質問の第一点は、私の提案をいたしましたことに関連をして、内閣委員長正示啓次郎君の委員会運営の不当性についてここで再現せよ、こういうことでございました。まことにこれは語るも涙の物語であります。御本人も難かしい政治経歴を持つ委員長でありますけれども、残念ながら、ここでそのすべてを再現するということになりまして、私は、本人はこれは委員長の辞職だけではとどまらないのではないかと、このことを心配をするわけでありました。

先ほども私は提案理由の説明の中で申し上げましたように、彼は、確かに、沖縄の地籍の明確化については、野党三党の提起をしておる問題こそ、これこそ正しい沖縄の今日の問題にこたえる……(発言する者多し)

よく聞きなさい。私は質問に答えて沖縄の持つておる問題について国民の前に明らかにしようとしておるのです。私は政府がこの席から明らかにすることのできないことを質問に答えてやっているとわけです。(発言する者多し)議長、静めてください、やかましいですから。議長、抑えてください。

い。何ですか。静粛にひとつお願いをいたします。喧騒の中では答弁ができません。(発言する者多し)

○議長(保利茂君) 静粛に願います。

○本原実君(続) 私は、与党の皆さんに申し上げたいのです。(八百長だと呼ぶ者あり)私は、ここで、皆さんの御指摘のように、八百長の答弁をしていくわけではございません。この深夜の中で野党の質問に答えて、少しでも沖縄の問題について共通の認識を持ちたい、そのことでやっておるわけでありまして、(拍手)何ですか。お互いに沖縄の問題については、党派を超えて沖縄の建設をやるうではありませんかと言っているのです。

正示委員長は、皆さんの正示委員長は、沖縄の地籍明確化については情熱を燃やしておるのです。その心を皆さんも体してもらいたい。私は、正示委員長の委員会運営の誤りは、地籍の明確化のために情熱を燃やしながら、その最後のところ、島田君も御指摘になりましたような公用地等の暫定使用法を不当にも五年間の延長、絶対に法の趣旨から言っても延長のあり得ない法律を、五年間という規定を十年に読みかえる——学校の子供じやあるまいし、五年間と書いてある法律の明文を十年に読みかえるというのですから、文字を読まかえて法律が改正をされ、新しい法律ができるというなら、これはど議会を侮辱したことはないじやありませんか。立法者がみずからの立場というものを汚すことこれにまさることはないかと私どもは改めて弾劾せざるを得ないわけなんです。基地の問題は、暫定使用法とは何ぞやと、私どもはそうならば改めて問わざるを得なかったわけでありまして。

暫定使用法の問題につきましては、あの沖縄国会の当時、わが党の大出俊君を初め、沖縄問題にタッチをした委員の面々が口を酸っぱくしてその不当性について、問題点について、この壇上からも、予算委員会の中でも追跡をしたのです。その

のときに政府自身が、五年間に問題を解決しますと言いつたのです。これはそういう問題つきの、期限つきなんです。そしてこの五年間に、しからば何をやってきたのかと言つてわれわれが問題を問うのは、まさに沖縄県民の心を代表している問題の提起だと心得てもらいたいのです。

私たちは、ただこの壇上でいたらずに口舌を弄しているだけではないのです。(向こうに答弁しろと呼ぶ者あり)皆さんが騒ぐからそっちに行くのだ。では、こっちを向いてやりなさい。

島田君のように、北海道選出の議員がこれほど沖縄の問題について心を痛めているのですから、私どもは、今度の正示委員長の委員会運営の不当性は、もう改めて指摘をするまでもない基本的な矛盾をはらんでいるのです。水を油と言ひ、白を黒と言ひ、それで議会が通るわけのものではございません。この提案に反対をする者こそ、今日正義の道を歩く、議会制民主主義の真つすぐな道を歩く態度だと言わなければなりません。(拍手)いささかもごまかしは許されないのであります。

私どもは、そのような形において島田君の御質問につきましてお答えをいたしますけれども、このように目的のために手段を選ばないという道は、少なくとも議会運営の中からは追放したい、そのことを私は提案者として確約したいと考えてるわけでありまして。

第二番目には、米軍基地の実態についてどうかという御質問がありました。安保体制のもとでの米軍基地の実態について、これまで島田君は大変御勉強なさっておりまして、久しく内閣委員会にいらしたところでもあります。

御指摘のように、沖縄の基地、米軍基地、それに加えて御案内のように自衛隊の進駐がありました。沖縄の人たちは何よりも平和憲法のもとに帰るんだ、このことを唯一の頼りにして、唯一の頼りにしてあの復帰を迎えたのです。温かく沖縄を迎えましよう、こう言つた自由民主党は、温か

い。何ですか。静粛にひとつお願いをいたします。喧騒の中では答弁ができません。(発言する者多し)

○議長(保利茂君) 静粛に願います。

○本原実君(続) 私は、与党の皆さんに申し上げたいのです。(八百長だと呼ぶ者あり)私は、ここで、皆さんの御指摘のように、八百長の答弁をしていくわけではございません。この深夜の中で野党の質問に答えて、少しでも沖縄の問題について共通の認識を持ちたい、そのことでやっておるわけでありまして、(拍手)何ですか。お互いに沖縄の問題については、党派を超えて沖縄の建設をやるうではありませんかと言っているのです。

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号 内閣委員長正啓次郎君解任決議案

い手を差し伸べるといふことは、沖縄の人たちが基地を何とかしてもらいたいという切実な願いにこたえる何かがあればならぬというわけですね。私も、米軍基地の問題を、沖縄の基地の問題を避けて沖縄の問題を語ることはできないわけですね。しかも、最近におきましては、米軍基地当局は、沖縄本島においてあの戦車道の不当な敷設というような問題を引き起こしました。あたかも主権のない占領時代と同じようなやり方で御案内のように戦車道の敷設を行うなど、目に余るものが多過ぎるわけですね。

しかも、そればかりではありません。いまや朝鮮半島の問題をめぐってさまざまな軍事的な緊張の問題が新たに提起をされようとしたしております。沖縄に存在をするアメリカの軍隊は、言うまでもなく、いわゆるアメリカと韓国、そしてアメリカと日本、アメリカ、韓国、日本を結ぶこの三角形の一種の軍事同盟のかねめになっているわけですね。言うまでもなく、前線基地は攻撃の基地であり、最も被害を受けるところの基地であるというところは言うまでもございません。

○議長(保利茂君) 木原君——木原君、制限の時間です。(発言する者多し)

○木原実君(続) このような実情を考えると、私は速やかに沖縄基地の縮小、撤去、その問題について、皆さんとともにその道を開くために最大の努力を払わなければならないと考えるところでありませう。

また、第三番目には、島田君御指摘がございましたように、今度の特別措置法につきまして、沖縄県知事の談話を御朗読になりました。

○議長(保利茂君) 木原君、制限の時間です。終わってください。(発言する者多し)

○木原実君(続) 簡潔に御答弁をいたします。——簡潔に御答弁をいたします。

知事の談話を読み上げました。この言葉の中に、今度の措置法案に対するきわめて端的な鋭い考え方が示されていると思うのです。言うまでもなく、政府がこの国会に提出をしまし、また、いよいよ基地確保法案、恐るべきことには、基地内の問題については……

○議長(保利茂君) 木原君——木原君、制限の時間を超えております。終わってください。(発言する者多し)

○木原実君(続) 議長のお言葉がございましたので、間もなく終わりますけれども、いずれにいたしましても、基地の中の問題については地籍を明確にしている、そのかわり基地の永久使用を行う、これに反対する部分については土地収用法をかけるというのです。これは、これほど恐るべき発想に基づく法案の提出はないと思うのです。そういう考え方の中に、今日の政府の沖縄に対する心を知ることができる。まことに惜しむべきことだと思ふのです。

私も、このようなやり方に反対をし、そうではなくて、地籍の明確化こそ優先すべきだ、基地は速やかに撤去すべきだという主張をもって一貫をしてきたわけですね。どうぞ、ひとつおくみ取りをいただきまして、今後とも御協力のほどをお願いいたします。(拍手)

質疑終局の動議
○議長(保利茂君) 安倍晋太郎君外二十四名から、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——開議。

○議長(保利茂君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(保利茂君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。

〔議場開議〕

○議長(保利茂君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(保利茂君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百二十五
可とする者(白票) 二百四十八
否とする者(青票) 二百七十七

〔拍手〕

○議長(保利茂君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

安倍晋太郎君外二十四名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君

阿部 文男君 相沢 英之君

逢沢 英雄君 愛知 和男君

愛野 一郎君 青木 正久君

天野 光晴君 荒松清十郎君

有馬 元治君 井出一太郎君

井上 裕君 伊東 正義君

伊藤 宗一郎君 池田 行彦君

石井 一君 石川 要三君

石橋 一弥君 石原慎太郎君

稲垣 実男君 稲葉 修君

稲村 近四郎君 稲村 利幸君

加藤 紘一君 加藤 常太郎君
加藤 六月君 鹿野 道彦君
海部 俊樹君 粕谷 茂君
片岡 清一君 金子 一平君
金子 岩三君 金子 信君
亀岡 高夫君 鴨田 宗一君
唐沢俊二郎君 川田 正則君
瓦 力君 木野 晴夫君
木村武千代君 北川 石松君
久野 忠治君 久保田四次君
倉石 忠雄君 熊谷 義雄君
小泉純一郎君 栗原 祐幸君
小島 静馬君 小坂徳三郎君
後藤田正晴君 小宮山重四郎君
國場 幸昌君 高村 坂彦君
左藤 恵君 近藤 鉄雄君
佐藤 隆君 佐々木義武君
佐藤 守良君 佐藤 文生君
斎藤 滋与史君 齋藤 邦吉君
坂田 道太郎君 櫻内 義雄君
笹田茂太郎君 志賀 節君
始関 伊平君 椎名悦三郎君
堀川正十郎君 堀谷 一夫君
篠田 弘作君 澁谷 直藏君
島村 宜伸君 正示啓次郎君
白濱 仁吉君 菅波 茂君
砂田 重民君 住 栄作君
瀬戸山三男君 関谷 勝嗣君
園田 直君 染谷 誠君
田中 龍夫君 田中 伊三三君
田中 六助君 田中 正巳君
竹内 繁一君 高島 修君
竹中 修一君 谷 洋一君
谷川 寛三君 玉生 孝久君
玉沢徳一郎君 地崎宇三郎君

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

内閣委員長正示啓次郎君解任決議案

津島 雄二君	塚田 徹君	三塚 博君	箕輪 登君	角屋堅次郎君	金子 みつ君	横路 孝弘君	横山 利秋君
塚原 俊平君	辻 英雄君	水平 豊彦君	濱 徹郎君	川口 大助君	川崎 寛治君	吉原 米治君	米田 東吾君
坪川 信三君	戸井田三郎君	宮崎 茂一君	宮澤 喜一君	川俣健二郎君	川本 敏美君	渡部 行雄君	渡辺 三郎君
戸沢 政方君	渡海元三郎君	武藤 嘉文君	向山 一人君	河上 民雄君	木島喜兵衛君	渡辺 芳男君	浅井 美幸君
登坂重次郎君	友納 武人君	村上 勇君	村上 茂利君	木原 実君	北山 愛郎君	新井 彬之君	有島 重武君
中尾 栄一君	中川 一郎君	村田敬次郎君	村山 達雄君	久保 三郎君	久保 等君	飯田 忠雄君	池田 克也君
中島源太郎君	中島 衛君	毛利 松平君	森 清君	栗林 三郎君	小林 進君	石田 幸四郎君	市川 雄一君
中會根康弘君	中西 啓介君	森 美秀君	森 喜朗君	兒玉 末男君	後藤 茂君	小川新一郎君	大久保直彦君
中野 四郎君	中村喜四郎君	森下 元晴君	森田 欽二君	上坂 昇君	佐藤 樹樹君	大野 深君	大橋 敏雄君
中村 弘海君	中村 直君	森山 欽司君	保岡 興治君	佐藤 敬治君	佐藤 憲治君	近江巳記夫君	岡本 富夫君
中山 靖君	中山 利生君	山崎武三郎君	山崎 拓君	佐野 進君	齊藤 正男君	沖本 泰幸君	長田 武士君
中山 正暉君	瀧尾 弘吉君	山崎三郎君	山崎 平八郎君	沢田 広君	沢田 利久君	鍛冶 清君	貝沼 次郎君
中村 進君	二階堂 進君	山下 元利君	山下 徳夫君	島田 琢郎君	島本 虎三君	北側 義一君	草川 昭三君
丹羽 久章君	丹羽喬四郎君	山田 久就君	山中 貞則君	鳴崎 謙君	清水 勇君	草野 威君	古寺 宏君
西田 司君	西村 英一君	湯川 宏君	与謝野 馨君	新村 勝雄君	新盛 辰雄君	斎藤 実君	坂井 弘一君
西銘 順治君	根本龍太郎君	綿貫 民輔君	渡部 恒三君	鈴木 強君	田口 一男君	坂口 力君	錦切 康雄君
野田 卯一君	野田 毅君	渡辺 栄一君	渡辺 絃三君	田畑政一郎君	多賀谷眞稔君	瀬野栄次郎君	田中 昭二君
野中 英二君	羽田 孜君	渡辺 秀央君	渡辺 美智雄君	高沢 寅男君	竹内 猛君	谷口 勝彦君	武田 一夫君
羽田野忠文君	羽生田 進君	甘利 正君	大原 一三君	武部 文君	楠 兼次郎君	谷口 是巨君	玉城 栄一君
葉梨 信行君	萩原 幸雄君	加地 和君	川合 武君	千葉千代世君	土井たか子君	鳥居 一雄君	中川 嘉美君
橋口 隆君	橋本龍太郎君	菊池福治郎君	工藤 晃君	梅野 泰二君	中西 績介君	西中 清君	長谷雄幸久君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	小林 正巳君	刀祿館正也君	中村 茂君	中村 重光君	林 孝矩君	春日 重昭君
服部 安司君	浜田 幸一君	中川 秀直君	永原 稔君	橋崎弥之助君	成田 知巳君	平石磨作太郎君	伏屋 修治君
濱野 清吾君	林 大幹君	西岡 武夫君	山口 敏夫君	西宮 弘君	野口 幸一君	伏木 和雄君	古川 雅司君
林 義郎君	原 健三郎君	安島 友義君	安宅 常彦君	馬場猪太郎君	芳賀 寛君	二見 伸明君	宮井 泰良君
原田 憲君	原田昇左右君	阿部末喜男君	井上 泉君	長谷川正三君	馬場 昇君	松本 忠助君	矢野 純也君
平泉 渉君	廣瀬 正雄君	井上 一成君	井上 普方君	日野 市朗君	原 茂君	宮地 正介君	山田 太郎君
福島 謙二君	福島 篤泰君	伊賀 定盛君	伊藤 茂君	広瀬 秀吉君	福岡 義彦君	数村 義彦君	和田 一郎君
福島 一君	藤永 一臣君	池端 清一君	石野 久男君	古川 喜一君	細谷 治嘉君	吉浦 忠治君	和田 一郎君
藤永 健司君	藤井 勝志君	稲葉 誠一君	岩垂喜男君	松沢 俊昭君	美濃 政市君	渡部 一郎君	安藤 巖君
藤尾 正行君	藤本 孝雄君	上田 卓三君	上原 康助君	水田 稔君	武藤 山治君	荒木 宏君	浦井 洋君
船田 中君	堀内 光雄君	枝村 要作君	小川 仁一君	森山 喜一君	村山 富市君	工藤 見君	柴田 睦夫君
堀之内久男君	堀内 光雄君	小川 省吾君	小川 國彦君	森井 忠良君	八百板 正君	瀬崎 博義君	田中美智子君
前田治一郎君	増岡 博之君	大出 俊君	大柴 滋夫君	山口 有作君	安井 古典君	津川 武一君	寺前 敏君
松澤 雄藏君	松永 光君	大島 弘君	大原 亨君	山田 鶴男君	山田 聡夫君	東中 光雄君	藤原ひろ子君
松野 幸泰君	三池 信君	太田 一夫君	岡田 哲児君	山田 芳治君	山花 貞夫君	正森 成二君	松本 善明君
三木 武夫君	三原 朝雄君	岡田 利春君	加藤 清二君	山本 政弘君	湯山 勇君	三谷 秀治君	安田 純治君

否とする議員の氏名

衆議院議員古川雅司君提出繊維染料インジゴの供給確保に係る国の助成に関する質問に対する答弁書

診療放射線技師及び診療エックス線技師法第二十六條第二項第二号に係る運用上の問題点に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年四月二十三日

提出者 古川 雅司

衆議院議長 保利 茂殿
診療放射線技師及び診療エックス線技師法第二十六條第二項第二号に係る運用上の問題点に関する質問主意書

本法第二十六條第二項第二号とは「診療放射線技師又は診療エックス線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行なつてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。」二 多数の者の健康診断を一時に行なう場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギを有するエックス線を照射するとき」なる規定である。

右条文中の「医師又は歯科医師の立会いの下に」の運用上の見解について実態に合わない現状があり、昭和四十七年四月二十四日に参議院予算委員会分科会で堀出啓典君が、同じく同年八月八日衆議院社会労働委員会古川雅司が政府の見解を求めたところ、いずれも、当時厚生省医務局長であった松尾正雄及び滝沢正尚説明員から「検討する」旨の答弁を得たものである。

しかるに現在に至るも未だに結論を見ていないと思われる。

従つて次の事項について質問する。
一 レントゲン車又は移動レントゲン装置のそばに医師又は歯科医師が立会うというところは、現実には、ほとんど行われていない。これは本法の右規定に抵触しないかどうか。
二 現実に「立会い」が行われていない状態が継続

しているが、今日まで支障が生じあるいはその危険は生じているか。

三 本法にいう技師は、本法規定の拘束と現況との間で苦慮しているが、政府は本法を現実に即した規定に改めるべきであると思ふが如何。右質問する。

昭和五十二年五月四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員古川雅司君提出診療放射線技師及び診療エックス線技師法第二十六條第二項第二号に係る運用上の問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員古川雅司君提出診療放射線技師及び診療エックス線技師法第二十六條第二項第二号に係る運用上の問題点に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて
病院又は診療所以外の場所において多数の者の健康診断を一時に行なう場合に、診療放射線技師又は診療エックス線技師がエックス線を照射するときは、診療放射線技師及び診療エックス線技師法第二十六條第二項第二号の規定により、医師又は歯科医師の立会いの下に行ふこととされており、その遵守については、今後とも関係者を指導してまいりたい。

当該規定を改めることについては、診療の補助者としての診療放射線技師及び診療エックス線技師の業務の基本に触れる問題であるので、今後とも慎重に検討してまいりたい。

なお、エックス線撮影に伴う事故の発生については、これまで特段の報告を受けていない。右答弁する。

繊維染料インジゴの供給確保に係る国の助成に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和五十二年四月二十三日

提出者 古川 雅司

衆議院議長 保利 茂殿

繊維染料インジゴの供給確保に係る国の助成に関する質問主意書
繊維染料インジゴは、紺や最近需要の伸長しているジーンズなどの衣料布地の染色に使用されているが、需要に対し供給が追いつかない現状である。

国内生産プラントは三井東洋高圧(大牟田)一社が稼動しており、年間五〇〇七〇トンの生産を維持している。しかし、需要は年間約一〇〇〇トンに達しており、供給確保のために一部輸入に頼り、通産省が染色業界への配分割当てをしているといわれる。

右のような実態を政府はどのように掌握しているかお伺いしたい。

併せて次の諸点について見解をお示しいただきたい。
一 インジゴの需給の将来の見通しについて
二 国内生産の増量計画について
三 製造プラントは多額の設備投資を必要とし、なおかつ減価償却に多年を要するといわれているが、インジゴ供給確保のために国の助成が必要と考えられるが如何。
四 現状においてインジゴの需給に一部混乱を生じているので、政府の対応策を伺いたい。

右質問する。

昭和五十二年五月四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員古川雅司君提出繊維染料インジゴの供給確保に係る国の助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員古川雅司君提出繊維染料インジゴの供給確保に係る国の助成に関する質問

ゴの供給確保に係る国の助成に関する質問に対する答弁書

インジゴの生産は、現在、三井東洋化学株式会社一社により行われており、同社のインジゴの生産能力は月産約六十トンである。昭和四十六年頃までのインジゴの需要の大部分は、ゆかた、紺、剣道衣、のれん等の特殊な用途に限られており、生産能力は大幅な過剰状態にあった。しかしながら、ここ数年來のジーンズ需要の増大の結果、その染色に使用されるインジゴの需給は、最近ややひつ迫気味に推移しており、需要業界の一部にはインジゴの入手難を訴える声もある。

なお、輸入については何ら制限は行われておらず、また、通商産業省において染色業界へのインジゴの配分割当てを行つてゐるという事実はない。

一について
インジゴの需給の将来見通しについては、インジゴ需要の大部分を占めるジーンズの国内需要がほぼ一巡し、従来のようなテンポでの拡大は見込まれないとの見方が多いこと、また、輸入も着実に増加傾向にあること等から今後均衡に向かうものと思われる。

二について
現在のところ新規設備投資の計画については聞いていない。

三について
今後、新規設備投資計画が具体化した場合には、政府としても、内容を聴取した上で、必要に応じてその実現を図るべく努力してまいり所存である。

四について
一について述べたとおり、インジゴの需給は今後均衡に向かうものと思われるが、需要業界の一部には、現在その入手難を訴える声があることから、政府としては需給の安定を図るため、三井東洋化学株式会社に対し、最大限の供給確保につき努力するよう、引き続き要請して

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

まいる所存である。
右答弁する。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十二年二月十四日
内閣総理大臣 福田 赳夫

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界を画定し、及びこの大陸棚の南部における石油資源を開発するため、昭和四十九年一月三十日にソウルで、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定に署名した。よつて、これらの協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七九四

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定

両国の間に存在する友好関係を助長することを希望し、

鉱物資源の探査及び採掘のために日本国と大韓民国がそれぞれ主権的権利を行使する両国に隣接する大陸棚の北部の境界を画定することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 両国に隣接する大陸棚の北部において、日本国に属する大陸棚と大韓民国に属する大陸棚との境界線は、次の座標の各点を順次に結ぶ直線とする。

座標一	北緯三十二度五十七・〇分 東経百二十七度四十一・一分
座標二	北緯三十二度五十七・五分 東経百二十七度四十一・九分
座標三	北緯三十三度一・三分東経 百二十七度四十四・〇分
座標四	北緯三十三度八・七分東経 百二十七度四十八・三分
座標五	北緯三十三度十三・七分東 経百二十七度五十一・六分
座標六	北緯三十三度十六・二分東 経百二十七度五十二・三分
座標七	北緯三十三度四十五・一分 東経百二十八度二十一・七分
座標八	北緯三十三度四十七・四分 東経百二十八度二十五・五分
座標九	北緯三十三度五十・四分東 経百二十八度二十六・一分
座標十	北緯三十四度八・二分東経

座標十一	百二十八度四十一・三分 北緯三十四度十三・〇分東
座標十二	百二十八度四十七・六分 北緯三十四度十八・〇分東
座標十三	百二十八度五十二・八分 北緯三十四度十八・五分東
座標十四	百二十八度五十三・三分 北緯三十四度二十四・五分
座標十五	百二十八度五十七・三分 北緯三十四度二十七・六分
座標十六	百二十八度五十九・四分 北緯三十四度二十九・二分
座標十七	百二十九度〇・二分 北緯三十四度三十二・一分
座標十八	百二十九度〇・八分 北緯三十四度三十二・六分
座標十九	百二十九度〇・八分 北緯三十四度四十三・三分東
座標二十	百二十九度三・一分 北緯三十四度四十九・七分
座標二十一	百二十九度十二・一分 北緯三十四度五十二・六分東
座標二十二	百二十九度十三・〇分 北緯三十四度五十二・四分
座標二十三	百二十九度十五・八分 北緯三十四度五十四・三分
座標二十四	百二十九度十八・四分 北緯三十四度五十七・〇分
座標二十五	百二十九度二十一・七分 北緯三十四度五十七・六分
座標二十六	百二十九度二十二・六分 北緯三十四度五十八・六分
座標二十七	百二十九度二十五・三分 北緯三十五度一・二分東経
座標二十八	百二十九度三十二・九分 北緯三十五度四・一分東経
座標二十九	百二十九度四十七・七分 北緯三十五度六・八分東経
座標三十	百二十九度七・五分 北緯三十五度七・〇分東経
座標三十一	百三十度十六・四分 北緯三十五度十八・二分東
座標三十二	百三十度二十三・三分 北緯三十五度三十三・七分
座標三十三	百三十度三十四・一分 北緯三十五度四十二・三分
座標三十四	百三十一度八・三分 北緯三十六度三・八分東経
座標三十五	百三十一度十五・九分 北緯三十六度十・〇分東経

2 境界線をこの協定に附属する地図に表示する。

第二条

海底下の鉱物の単一の地質構造が境界線にまたがって存在し、かつ、当該地質構造のうち境界線の一方の側に存在する部分の全体又は一部を境界線の他方の側から探掘することができる場合には、両締約国は、当該地質構造を最も効果的に探掘するための方法について合意に達するよう努力する。当該地質構造を最も効果的に探掘するための方法に關連して両締約国間で合意することができないすべての問題は、いずれか一方の締約国の要請があつたときは、第三者による仲裁に付託する。この仲裁の決定は、両締約国を拘束する。

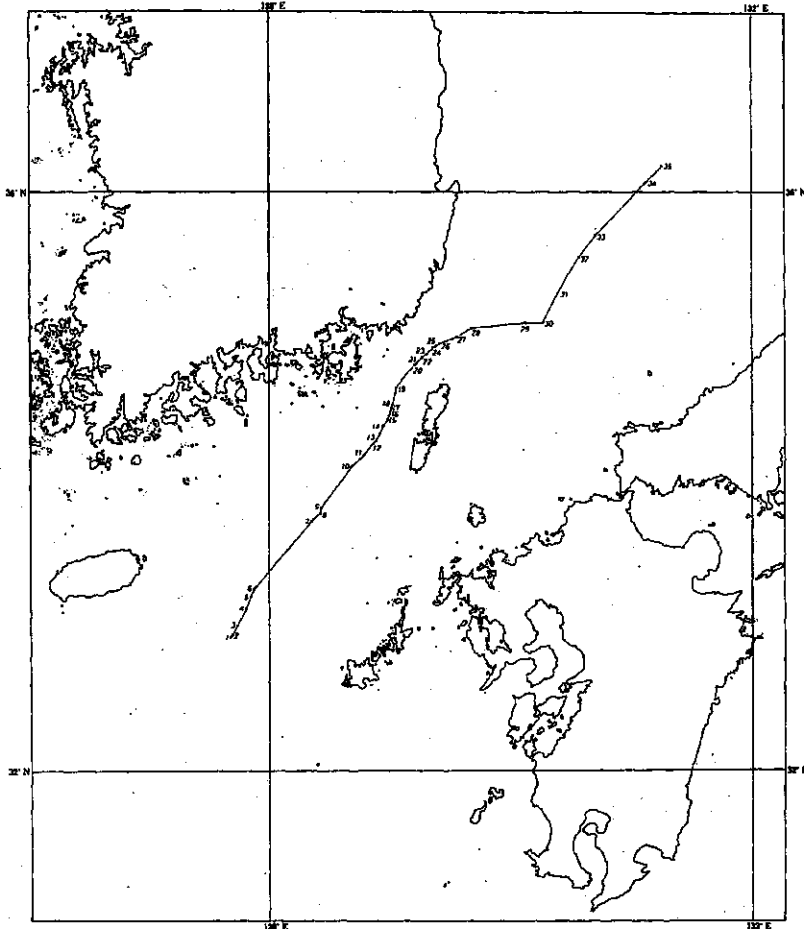
第三条

この協定は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるもの

地図



とする。この協定は、批准書の交換の日から効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年一月三十日にソウルで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

後宮虎郎

大韓民国のために

金東祚

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定

日本国と大韓民国は、

両国の間に存在する友好関係を助長することを希望し、

両国に隣接する大陸棚の南部において共同して石油資源を探索し及び採掘することが両国に共通の利益であることを考慮し、その石油資源の開発の問題について最終的な実質的解決に到達することを決意して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上

(1) 「天然資源」とは、石油資源(天然ガス資源を含む。)及びこれに付随して産出されるその他の地下の鉱物をいう。

(2) 「開発権者」とは、いずれか一方の締約国により、当該一方の締約国の法令に基づき、共同開発区域において天然資源を探索し又は採掘することを認可された者をいう。

(3) 「両締約国の開発権者」とは、共同開発区域内の同一の小区域についてそれぞれ認可された一方の締約国の開発権者及び他方の締約国の開発権者をいう。

(4) 「事業契約」とは、共同開発区域において天然資源を探索し及び採掘するために両締約国の開発権者の間で締結される契約をいう。

(5) 「操業管理者」とは、共同開発区域内の一の小区域につき、事業契約の下で、操業管理者として指定され及び行動する開発権者をいう。

第二条

1 共同開発区域は、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる大陸棚の区域とする。

座標一	北緯三十二度五十七・〇分東經百二十七度四十一・一分
座標二	北緯三十二度五十三・四分東經百二十七度三十六・三分
座標三	北緯三十二度四十六・二分東經百二十七度二十七・八分
座標四	北緯三十二度三十三・六分東經百二十七度十三・一分
座標五	北緯三十二度十・五分東經百二十七度五・五分

座標六 二十六度五十一・五分
北緯三十度四十六・二分東經百二十五度五十五・五分

座標七 北緯三十度三十三・三分東經百二十六度〇・八分

座標八 北緯三十度十八・二分東經百二十六度五・五分

座標九 北緯二十八度三十六・〇分東經百二十七度三十八・〇分

座標十 北緯二十九度十九・〇分東經百二十八度〇・〇分

座標十一 北緯二十九度四十三・〇分東經百二十八度三十八・〇分

座標十二 北緯三十度十九・〇分東經百二十九度九・〇分

座標十三 北緯三十度五十四・〇分東經百二十九度四・〇分

座標十四 北緯三十一度十三・〇分東經百二十八度五・〇分

座標十五 北緯三十一度四十七・〇分東經百二十八度五・〇分

座標十六 北緯三十一度四十七・〇分東經百二十八度五・〇分

座標十七 北緯三十二度十二・〇分東經百二十七度五・〇分

座標十八 北緯三十二度二十七・〇分東經百二十七度五・〇分

座標十九 北緯三十二度五十六・〇分東經百二十七度五・〇分

座標二十 北緯三十二度五十七・〇分東經百二十八度十八・〇分

2 共同開発区域を囲む直線をこの協定に附属する地図に表示する。

第三条

1 共同開発区域は、小区域に分割することができ、各小区域においては、両締約国の開発権

昭和五十二年五月十日 衆議院会議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界面定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界面定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七九六

者が探査及び採掘を行うものとする。

2 各小区域に番号を付し、この協定の付表において地理上の座標によつてその範囲を定める。付表は、両締約国の間の合意により、この協定を改正することなく、修正することができる。

第四条

1 各締約国は、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に、各小区域について一又は二以上の開発権者を認可する。締約国が一の小区域について二以上の開発権者を認可した場合には、それらの開発権者は、分割することができない利益を有するものとし、この協定の適用上、一の開発権者によつて代表される。開発権者又は小区域の変更の際には、関係締約国は、できる限り速やかに、一又は二以上の新たな開発権者を認可する。

2 各締約国は、他方の締約国に対し、自国の開発権者を遅滞なく通知する。

第五条

1 両締約国の開発権者は、共同開発区域において天然資源を共同して探査し及び採掘するため、事業契約を締結する。事業契約において、特に、次の事項について定める。

- (a) 第九条の規定に基づく天然資源の分配及び費用の分担に関する詳細
- (b) 操業管理者の指定
- (c) 単独危険負担操業の取扱
- (d) 漁業上の利益との調整
- (e) 紛争の解決

2 事業契約及びその修正は、両締約国の承認を得たときに効力を生ずる。両締約国の承認は、事業契約又はその修正が承認を得るため両締約国に提出された後二箇月以内にいずれか一方の締約国が事業契約又はその修正を明示的に否認しない限り、与えられたものとされる。

3 両締約国は、前条1の規定により両締約国の開発権者が認可された後六箇月以内に事業契約が効力を生ずることを確保するよう努力する。

第六条

1 操業管理者は、両締約国の開発権者の合意によつて指定される。両締約国の開発権者がその認可の後三箇月以内に操業管理者の指定について合意に達することができなかった場合には、両締約国は、操業管理者の指定について協議する。その協議が開始された後二箇月以内に操業管理者が指定されなかった場合には、両締約国の開発権者は、くじ引によつて操業管理者を決定する。

2 操業管理者は、事業契約に基づくすべての操業の唯一の管理者であり、操業に必要なすべての人員を雇用し、操業に関連して要するすべての費用を支払い及び操業に必要なすべての資産（装置、資材及び備品を含む）を調達する。

第七条

一方の締約国の開発権者は、他方の締約国の法令に従い、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に必要な建物、プラットフォーム、貯蔵庫、パイプライン、終点施設その他の施設を、当該他方の締約国の領域内で取得し、建設し、維持し、使用し又は処分することができる。

第八条

一方の締約国の開発権者は、他方の締約国の開発権者が当該他方の締約国の法令に基づく義務を履行する場合において、その義務がこの協定に適合するものである限り、その履行を妨げてはならない。

第九条

1 両締約国の開発権者は、それぞれ、共同開発区域において採取される天然資源につき等分の分配を受ける権利を有する。

2 1の天然資源の探査及び採掘のために要すると合理的に認められる費用は、両締約国の開発権者の間で等しい割合で分担される。

第十条

1 この協定に基づく開発権者の権利は、探査権及び採掘権とする。

2 探査権の存続期間は、4(3)の規定が適用される場合を除くほか、事業契約の効力発生の日から八年とする。

3 採掘権の存続期間は、採掘権の設定の日から三十年とする。両締約国の開発権者は、それぞれ自国に対し、更に五年間の期間の延長を申請することができる。この延長の申請は、必要に応じ、何回でも行うことができる。両締約国は、その申請があつたときは、その申請を承認するかどうかを決定するため相互に協議する。

4 (1) 探査権の存続期間中に天然資源の商業的発見があつたときは、両締約国の開発権者は、それぞれ自国に対し、採掘権の設定を申請することができる。両締約国は、その申請があつたときは、速やかに協議し、その申請を遅滞なく承認する。

(2) 両締約国が商業的発見があつたと認めるときは、各締約国は、自国の関係開発権者に対し、採掘権の設定の申請を行うよう要請することができる。当該開発権者は、その要請を受けた後三箇月以内に採掘権の設定の申請を行わなければならない。

(3) 探査権の存続期間中に採掘権が設定されたときは、探査権の存続期間は、採掘権の設定の日に満了する。

5 一方の締約国の開発権者に変更があつたときは、新たな開発権者の探査権又は採掘権の存続期間は、当初の開発権者の探査権又は採掘権の存続期間の満了の日に満了する。

6 開発権者の探査権又は採掘権は、その開発権者を認可した締約国の承認及び同一の小区域について認可された他方の開発権者の同意を得て、当該小区域の全体について移転することができる。ただし、この協定及び事業契約に基づくその開発権者の権利及び義務が、全体として移転されることを条件とする。

第十一条

1 両締約国の開発権者は、両締約国の間で行われる別個の取極に従い、探査権の存続期間中に一定の数の坑井を掘さくすることを要する。この場合において、各小区域において掘さくすべきものとされる坑井の最低数は、事業契約の効力発生の日から最初の三年の期間、次の三年の期間及び残余の二年の期間について、それぞれ二を超えないものとする。両締約国は、各小区域において掘さくすべきものとされる坑井の最低数を合意するに当たっては、当該小区域の水深及び大きさを考慮に入れるものとする。

2 両締約国の開発権者が1に規定する期間のいづれかにおいて所定の数を超えて坑井を掘さくした場合においては、超過して掘さくされた坑井は、当該期間に続く一又は二の期間において掘さくされたものとみなす。

第十二条

両締約国の開発権者は、探査権又は採掘権の設定の日から六箇月以内に操業に着手しなければならない。かつ、引き続き六箇月以上操業を停止してはならない。

第十三条

1 2の規定に従うことを条件として、両締約国の開発権者は、事業契約の効力発生の日から起算して、三年以内に当初の当該小区域の二十五パーセント、六年以内に当初の当該小区域の五十パーセント、八年以内に当初の当該小区域の七十五パーセントを放棄しなければならない。

2 放棄される区域の大きさ、形状及び位置並びに放棄の時期は、両締約国の開発権者の間の合意によつて決定される。ただし、3の規定が適用される場合を除くほか、七十五平方キロメートルよりも小さい区域に分割して放棄してはならない。

3 (1) 両締約国の開発権者が1の規定に従つて放棄すべき区域について合意することができない場合には、両締約国の開発権者は、当該放棄期間の満了の日、共通して放棄が提案されている区域に加えて、それぞれ放棄が提案

されている区域の五十パーセントずつを、放棄される区域が全体として可能な限り単一の区域となるように、放棄する。

(2) 共通して放棄が提案されている区域がないときは、両締約国の開発権者は、それぞれ放棄が提案されている区域の五十パーセントずつを放棄する。

4 両締約国の開発権者は、2の規定に従うことを条件として、いかなる区域をも任意に放棄することができる。

5 2の規定にかかわらず、一の開発権者は、事業契約の効力発生の日から二年が経過した後は、単独で当該小区域を全体として放棄することができる。

第十四条

1 いずれの一方の締約国も、自国の開発権者がこの協定又は事業契約に基づく義務を履行しない場合には、他方の締約国と協議した後、自国の法令に定める開発権者の保護に関する手続により、その開発権者の探査権又は採掘権を取り消すことができる。

2 いずれか一方の締約国が自国の法令に従って自国の開発権者の探査権又は採掘権を取り消すとする場合には、当該一方の締約国は、1の規定が適用される場合を除くほか、遅くとも取消しの十五日前までに他方の締約国にその意図を通知する。

3 一方の締約国による探査権又は採掘権の取消しは、遅滞なく他方の締約国に通知されるものとする。

第十五条

1 一方の締約国の開発権者が第十三条5の規定に基づいて小区域を単独で放棄した場合、一方の締約国の開発権者の探査権若しくは採掘権が前条の規定に基づいて取り消された場合又は一方の締約国の開発権者が存在しなくなった場合（これらの開発権者を以下「前の開発権者」という。）には、残存する開発権者は、当該小区域に

おいて、前の開発権者を認可した締約国が新たな開発権者を認可するまでの間、その残存する開発権者と前の開発権者とが当事者であつた事業契約の単独危険負担条項の規定及び他の関連する諸規定に従つて、天然資源の探査又は採掘を行うことができる。ただし、前の開発権者を認可した締約国の承認を得ることを条件とする。

2 1の規定の適用上、残存する開発権者は、自己の開発権者としての地位を保持しつつ、開発権者の権利及び義務に関し、前の開発権者を認可した締約国の開発権者とみなされる。ただし、1の規定に基づき天然資源の探査又は採掘から生ずる所得につき残存する開発権者に対して行われる課税については、この限りでない。

3 新たな開発権者が一方の締約国によつて認可されたときは、その新たな開発権者と残存する開発権者は、新たな事業契約が効力を生ずるまでの間、その残存する開発権者と前の開発権者とは当事者であつた事業契約に拘束される。もつとも、1の規定に基づき天然資源の探査又は採掘を開始した残存する開発権者は、その残存する開発権者と前の開発権者とは当事者であつた事業契約の単独危険負担条項の規定に従つて、新たな事業契約が効力を生ずるまでの間、その探査又は採掘を継続することができる。

第十六条

共同開発区域において採取される天然資源に対する各締約国の法令の適用上、その天然資源のうち第九条の規定に基づき一方の締約国の開発権者が権利を有する部分は、当該一方の締約国が主権的権利を有する大陸棚において採取された天然資源とみなす。

第十七条

1 いずれの一方の締約国（地方公共団体を含む。）も、他方の締約国の開発権者に対し、
(a) 共同開発区域における探査活動若しくは採掘活動

(b) (a)に規定する活動から生ずる所得
(c) (a)に規定する活動を行うために必要な固定資産の共同開発区域における所有又は
(d) その者が認可を受けた小区域について、租税その他の課徴金を課してはならない。

2 各締約国（地方公共団体を含む。）は、自国の開発権者に対し、
(a) 共同開発区域における探査活動又は採掘活動
(b) (a)に規定する活動を行うために必要な固定資産の共同開発区域における所有及び
(c) その者が認可を受けた小区域について、租税その他の課徴金を課することができる。

第十八条
各締約国の関税、輸入及び輸出に関する法令の適用上、
(1) 共同開発区域において天然資源を採査し若しくは採掘するために必要な装置、資材その他の物品（以下「装置」という。）の共同開発区域への搬入、装置の共同開発区域におけるその後の使用又は装置の共同開発区域からの搬出は、輸入又は輸出とみなされない。

(2) 一方の締約国の管轄の下にある区域から共同開発区域への装置の搬出は、当該一方の締約国において輸入又は輸出とみなされない。
(3) いずれの一方の締約国も、その管轄の下にある区域から共同開発区域に搬入された装置を共同開発区域内で使用する者に対し、その装置の使用についての報告を提出するよう要求することができる。

(4) (1)の規定にかかわらず、(3)に規定する装置の共同開発区域から当該一方の締約国の管轄の下にある区域以外の区域への搬出は、当該一方の締約国において輸出とみなされる。
第十九条
この協定に別段の定めがある場合を除くほか、

一方の締約国の法令は、当該一方の締約国が認可した開発権者が操業管理者として指定され及び行動する小区域において、天然資源の探査又は採掘に関連する事項について適用される。

第二十条

両締約国は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関連する活動から生ずる海洋における衝突の防止並びにそれらの活動から生ずる海洋の汚染の防止及び除去のためにとるべき措置について合意する。

第二十一条

1 いずれか一方の締約国の国民又はいづれか一方の締約国の領域内に居住する他の者が共同開発区域における天然資源の探査又は採掘によつて生ずる損害を受けた場合には、当該国民又は当該他の者は、その損害の賠償請求の訴えを、
(a) その損害が発生した領域が属する一方の締約国の裁判所、
(b) 当該国民若しくは当該他の者が居住している一方の締約国の裁判所又は(c) その損害の原因となつた事故が発生した小区域において操業管理者として指定され及び行動している開発権者を認可した一方の締約国の裁判所のいずれかに提起することができる。

2 1の規定に基づき1に規定する損害の賠償請求の訴えの提起を受けた一方の締約国の裁判所は、当該一方の締約国の法令を適用する。
3 (1)に規定する損害が海底及びその下の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によつて生じた場合には、次に掲げる者は、2の規定に基づいて適用される法令に従い、連帯してその損害の賠償の責任を負う。

(a) その損害の発生の際に当該小区域について探査権又は採掘権を有していた両締約国の開発権者
(b) その損害の発生の時に当該小区域について探査権又は採掘権を有する開発権者がいなかったときは、当該小区域について最も近い時期に探査権又は採掘権を有していた

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界面定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七九八

双方の開発権者

(c) その損害の発生の際に当該小区域について一の開発権者のみが探査権又は採掘権を有していたときは、その一の開発権者及び第十五条に定義する前の開発権者

(2) (1)の規定の適用上、(1)に規定する損害の発生の後に探査権又は採掘権の譲渡があつた場合は、探査権又は採掘権を譲渡した開発権者及び探査権又は採掘権を譲り受けた開発権者は、連帯して賠償の責任を負う。

第二十二條

1 各締約国は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための固定施設上の無線局に周波数を割り当てるときは、その割当ての前に、できる限り速やかに、周波数、電波放射の型式、空中線電力、無線局の位置その他必要な事項を他方の締約国に通報する。各締約国は、これらの事項のその後の変更についても、同様

に他方の締約国に通報する。

2 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつたときは、これらの事項に関して必要な調整を行うために協議する。

第二十三條

1 天然資源の単一の地質構造が第二条に規定する線にまたがって存在し、かつ、当該地質構造のうちその線の一方の側に存在する部分の全体又は一部をその線の他方の側から採掘することができるときは、締約国により当該地質構造を採掘することを認可された開発権者及び他の者(以下「開発権者及び他の者」という。)は、協議により、当該地質構造の最も効果的な採掘方法について合意に達するよう努力する。

2 (1) 開発権者及び他の者が1に規定する方法について協議を開始した後六箇月以内に合意に達することができなかった場合には、両締約国は、協議により、合理的な期間内にその方法に関する共同提案を開発権者及び他の者に對して行いよう努力する。

(2) すべての又は一部の開発権者及び他の者の間で1に規定する方法について合意に達した場合には、その合意(その修正を含む。)は、両締約国の承認を得たときに効力を生ずる。

その合意においては、3の規定に基づく天然資源の分配及び費用の分担に関する詳細について定める。

3 (2)に規定する合意に基づく採掘の場合には、当該地質構造から採取される天然資源及びその天然資源の採掘のために要する合理的に認められる費用は、当該地質構造のうち開発権者及び他の者が締約国から認可を受けたそれらの区域に存在する部分の生産可能な埋蔵量に比例して、開発権者及び他の者の間で配分される。

4 1から3までの規定は、共同開発区域内の小区域を開闢線にまたがって存在する天然資源の単一の地質構造の採掘について準用する。

5 (1) 第十六条の規定の適用上、共同開発区域において採取される天然資源のうち、一方の締約国によつて認可された者(開発権者を除く。)が3の規定及び2(2)に規定する合意に基づいて権利を有する部分は、当該一方の締約国の開発権者が権利を有する天然資源の部分とみなす。

(2) 第十七条の規定の適用上、一方の締約国によつて認可された者(開発権者を除く。)であつて2(2)に規定する合意の当事者であるものは、当該一方の締約国の開発権者とみなす。

(3) いずれの一方の締約国(地方公共団体を含む。)も、他方の締約国の開発権者に対し、(a) 2(2)に規定する合意に従つて共同開発区域の外で行う採掘活動

(b) (a)に規定する活動から生ずる所得又は、(c) (a)に規定する活動を行うために必要な固定資産の所有について、租税その他の課徴金を課してはならない。

第二十四條

1 両締約国は、この協定の実施に関する事項について協議するための機関として、日韓共同委員会(以下「委員会」という。)を設置し及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国が任命する二人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部の間の合意によつてのみ行ふものとする。

4 委員会は、その会議の手続規則を採択し、必要があるときは、これを修正することができ

5 委員会は、毎年少なくとも一回会合し、また、いずれか一方の国別委員部の要請によつて会合する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び副議長を異なる国別委員部から選定する。議長及び副議長の任期は、一年とする。国別委員部からの議長及び副議長の選定は、それぞれの締約国がそれらの地位に順番に代表されるように行う。

7 委員会の下に、その事務を遂行するため常設の事務局を設置することができ

8 委員会の公用語は、日本語、韓国語及び英語とする。提案及び資料は、いずれの公用語によつても提出することができ

9 委員会が共同の経費が必要であると決定したときは、その共同の経費は、委員会が勧告し、かつ、両締約国が承認するところに従つて両締約国が負担する分担金により、委員会が支払う。

第二十五條

1 委員会は、次の任務を遂行する。
(a) この協定の運用について検討し並びに、必要と認めるときは、この協定の運用を改善するためにとるべき措置について討議し及び両締約国に勧告すること。

(b) 開発権者の技術上及び財務上の報告を受領すること。この報告は、両締約国が毎年提出するものとする。

(c) 開発権者によつては解決することができない紛争を解決するためにとるべき措置について両締約国に勧告すること。

(d) 操業管理者の操業及び共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための設備その他の施設を視察すること。

(e) この協定の効力発生の時に予想されなかつた問題(両締約国の法令の適用に関連する問題を含む。)について研究し及び、必要と認めるときは、それらの問題を解決するための適当な措置について締約国に勧告すること。

(f) 両締約国により公布された法令で共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関連するものに関し、両締約国からの通報を受領すること。

(g) この協定の実施に関連するその他の事項について討議すること。

第二十六條

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定によつて解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又はその二人の仲裁委員が当該期間内に合意する第三の政府が任命する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る仲裁委員会に決定のため付託する。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員又は第三国について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 いずれか一方の締約国の要請があつたときは、仲裁委員会は、緊急の場合には、裁定を行う前に暫定的な命令を発することが出来る。両締約国は、その命令を尊重する。

第二十七条

共同開発区域における天然資源の探査及び採掘は、共同開発区域及びその上部水域における航行、漁業等の他の正当な活動が不当に影響されることのないように行うものとする。

第二十八条

この協定のいかなる規定も、共同開発区域の全部若しくは一部に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界画定に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない。

第二十九条

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつたときは、この協定の実施について協議を行う。

第三十条

両締約国は、この協定を実施するため、すべての必要な国内的措置をとる。

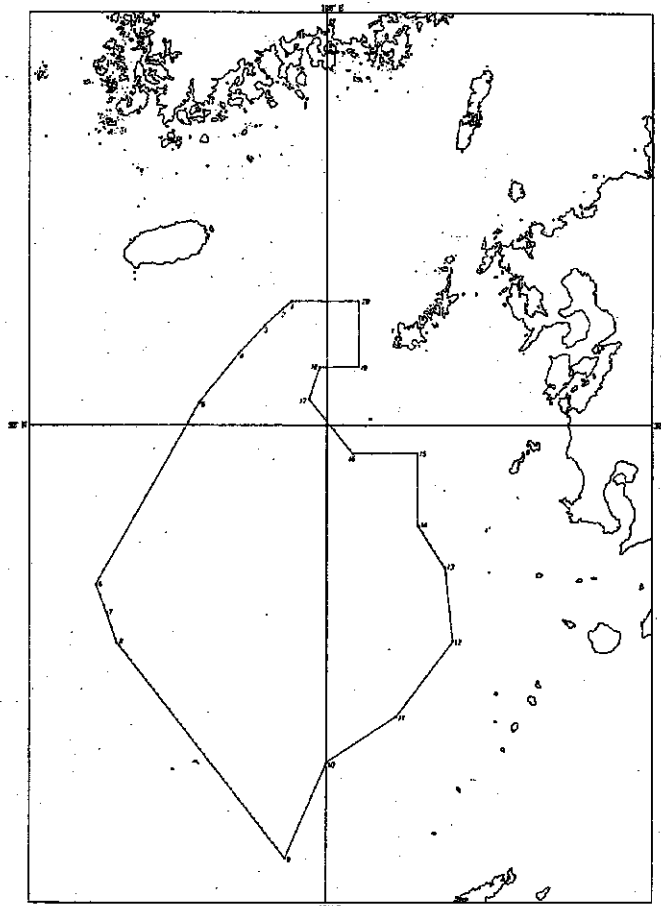
第三十一条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日から効力を生ずる。

2 この協定は、五十年間効力を有するものとし、その後は、3の規定に従つて終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、三年前に他方の締

地 図



約国に対して書面による予告を与えることにより、最初の五十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 2の規定にかかわらず、いずれか一方の締約国が、共同開発区域において天然資源を採掘することが経済上の見地から不可能であると認める場合には、両締約国は、この協定を改正するか又は終了させるかどうかについて協議する。この協定の改正又は終了について合意に達しないときは、この協定は、2に定める期間中効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年一月三十日にソウルで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
後宮虎郎

大韓民国のために
金東祚

付表

小区域は、それぞれ、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれる共同開発区域内の区域とする。

第一小区域

座標一 北緯三十二度五十七・〇分東
経百二十七度四十三・〇分

第二小区域

座標二	北緯三十二度三十九・五分東 経百二十七度三十二・六分
座標三	北緯三十二度三十九・六分東 経百二十七度三十九・二分
座標四	北緯三十二度三十八・六分東 経百二十七度三十九・二分
座標五	北緯三十二度三十九・一分東 経百二十八度十八・〇分
座標六	北緯三十二度五十七・〇分東 経百二十八度十八・〇分
座標一	北緯三十二度五十七・〇分東 経百二十七度四十三・〇分
座標一	北緯三十二度五十七・〇分東 経百二十七度四十一・一分
座標二	北緯三十二度五十三・四分東 経百二十七度三十六・三分
座標三	北緯三十二度四十八・一分東 経百二十七度三十一・〇分
座標四	北緯三十二度三十九・五分東 経百二十七度三十一・〇分
座標五	北緯三十二度三十九・五分東 経百二十七度三十二・六分
座標六	北緯三十二度五十七・〇分東 経百二十七度四十三・〇分
座標一	北緯三十二度五十七・〇分東 経百二十七度四十一・一分
座標二	北緯三十二度四十六・二分東 経百二十七度三十七・八分
座標三	北緯三十二度四十二・二分東 経百二十七度三十七・八分
座標四	北緯三十二度四十二・二分東 経百二十七度三十七・八分
座標五	北緯三十二度三十九・四分東 経百二十七度三十五・七分
座標六	北緯三十二度三十九・四分東 経百二十七度三十五・七分

八〇〇

[illegible]

一 本件の要旨及び目的
我が国は、大韓民国との間で、かねてより、日韓両国に隣接する大陸棚の北部の境界の画定及び同大陸棚の南部における資源の開発に関する交渉を行ってきたが、最終的合意に達したので、昭和四十九年一月三十日ソウルにおいて、両協定に署名を行った。

両協定の主な内容は次のとおりである。

(一) 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定

1 両国に隣接する大陸棚の北部において、日本国に属する大陸棚と大韓民国に属する大陸棚との境界線は、この協定に規定される三十五箇の座標を順次に結ぶ直線とすること。

2 境界線にまたがって存在する海底下の鉱物の単一の地質構造を採掘する場合、両国は、最も効果的な採掘のための方法について、合意に達するよう努力すること並びに合意できない問題は、第三者による仲裁に付託すること。

3 この協定は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼさないこと。

(二) 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定

1 両国に隣接する大陸棚の南部の一定区域を共同開発区域とすること及びその共同開発区域は、協定に規定される二十箇の座標を順次に結ぶ直線によつて囲まれる大陸棚の区域とすること。

2 共同開発区域は、小区域に分割すること及び、各小区域において、両国の開発権者が石油資源の開発を行うこと。

3 両国は、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に、各小区域について当該一方の締約国の法令に基づき開発権者を認可すること。

4 両国の開発権者は、共同開発区域におい

て石油資源を共同して開発するために事業契約を締結すること。その事業契約においては、特に、石油資源の分配及び費用の分担の詳細、操業管理者の指定、漁業上の利益との調整等の事項について定めること。

5 事業契約は、両国の承認を得たときに効力を生ずること。

6 両国の開発権者は、それぞれ、共同開発区域において採取される石油資源につき等分の分配を受ける権利を有すること及びその石油資源の開発のために要する費用を等しい割合で分担すること。

7 開発権者の権利は、探査権及び採掘権とし、探査権の存続期間は八年とし、採掘権の存続期間は三十年とすること。

8 両国は、共同開発区域における石油資源の開発活動に関連して、海洋における衝突の防止及び海洋汚染の防止等のための措置について合意すること。

9 共同開発区域における開発によつて損害を受けたいずれかの一方の締約国の国民は、賠償請求の訴えを、(a)損害が発生した国、(b)その国民が居住する国、(c)損害の原因となった事故の発生した小区域の操業管理者を認可した国の裁判所のいずれかに提起することができるとすること。

10 訴えの提起を受けた一方の締約国の裁判所は、その国の法令を適用すること並びに損害が海底及びその下の掘さく等によつて生じた場合は、両国の開発権者が連帯して損害賠償の責任を負うこと。

11 両国は、この協定の実施に関する事項について協議するための機関として、日韓共同委員会を設置すること。

12 共同開発区域における開発は、同区域及び上部水域における航行、漁業等の活動が不当に影響されることのないよう行うものとする。

13 この協定は、共同開発区域に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界画定に関する両国の立場を害するものとみなしてはならないこと。

14 この協定は、五十年間効力を有すること。

なお、両協定は、批准書の交換の日から効力を生ずることになっている。

よつて政府は、両協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

これら両協定を締結することにより、日韓両国に隣接する大陸棚の北部については、両国のそれぞれに属する大陸棚の境界が画定されることとなり、その結果、同区域における鉱物資源の開発の環境が整備されることが期待され、また両国に隣接する大陸棚の南部については、同区域をめぐる両国間の紛争が回避され、共同開発区域として同区域の石油、天然ガス資源の開発が可能となる結果、我が国のエネルギー資源事情の改善に資することが期待されるため、両協定を締結することは、妥当な措置であると認め本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年四月二十七日
外務委員長 竹内 黎一
衆議院議長 保利 茂殿

中小企業者の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十二年四月十一日
内閣総理大臣 福田 赳夫

中小企業者の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に關し、一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ、その事業活動を調整することにより、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者(次項第二号に掲げる者を除く。)をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

この法律において「大企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 前項各号の一に該当する者以外の者(会社及び個人に限る。)であつて事業を営むもの

二 前項各号の一に該当する会社であつて、前号に掲げる者が単独でその会社に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分之一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案及び同報告書

八〇二

(大企業者の責務)

第三条 大企業者は、大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際しては、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者の利益を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。

(自主的解決の努力)

第四条 大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(調査)

第五条 中小企業団体(特定の事業を行う者であることをその直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)の資格とし、かつ、その構成員の大部分が中小企業者である団体であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。)は、大企業者が当該特定の事業と同種の事業につき当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大の計画を有していると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該計画の内容に関し、その開始又は拡大の時期、規模その他の主務省令で定める事項のうち自ら調査することが困難であるものについて調査するよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出の相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該中小企業団体に通知するものとする。

(調整の申出)

第六条 中小企業団体は、大企業者が当該中小企業団体の構成員の資格に係る特定の事業と同種

の事業につき大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をすることが当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者が現に供給している物品又は役務に対する需要の減少をもたらすことによりこれらの中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次条第一項の規定による勧告をするよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を当該申出に係る大企業者に通知するものとする。

(調整勧告)

第七条 主務大臣は、前条第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者の間において同項に規定する事態の発生を回避することが困難であり、かつ、当該事態の発生を回避することに中小企業者の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認められるときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、当該事業の開始又は拡大の時期の繰下げ、当該事業の規模の縮小その他の当該事態の発生を回避するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、前条第一項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に容すおそれがないものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をした場合において、大企業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による勧告をするときは、その旨を公表するときは、あらかじめ、通商産業大臣の意見を聴かなければならぬ。

5 主務大臣は、第一項の規定による勧告をした

ときはその旨及びその勧告の内容を、同項の規定による勧告をしないこととしたときはその旨及びその理由を、前条第一項の規定による申出をした中小企業団体に通知するものとする。

(意見の聴取)

第八条 中小企業調整審議会は、前条第一項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、第六條第一項の規定による申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者並びに主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(一時停止勧告)

第九条 主務大臣は、第六條第一項の規定による申出に係る大企業者が当該申出に係る事業の開始又は拡大についての計画を実施することにより第七條第一項に規定する措置を執らせることが著しく困難となる事態が生ずると認めるときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、同項の規定による勧告が行われるまでの間の応急の措置として六月以内の期間を定めて、当該事態の発生を回避するために必要な限度を超えない範囲内において、当該計画の実施を一時停止すべきことを勧告することができる。この場合において、当該期間内に同項の規定による勧告をすることができない特別の事情があると認められるときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、六月を超えない範囲内において当該期間を延長することを妨げない。

2 第七條第三項の規定は、前項の規定による勧告に準用する。

(指導)

第十条 主務大臣は、第七條第一項の規定による勧告をするときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、当該勧告に係る第六條第一項の規定による申出をした中小企業団体に對し、当該勧告に係る事業と同種の事業に係る中小企業者の競

争力の強化及び一般消費者の利益の増進のために当該中小企業団体の構成員たる中小企業者が講すべき設備の近代化、技術の向上、事業の共同化その他のその事業活動の改善のための方策を示して必要な指導を行うものとする。

(中小企業調整審議会)

第十一条 通商産業省に、附属機関として、中小企業調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

4 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告徴収)

第十二条 主務大臣は、第七條及び第九條の規定の施行に必要な限度において、第六條第一項の規定による申出に係る大企業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

(適用除外)

第十三条 この法律の規定は、小売業(飲食店業を除く。)又はその業種について第六條第一項に規定する事態の発生が回避されることとなる措置が他の法令において講じられている業種で政令で定めるものに属する事業につき、大企業者が大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大

をする場合には、適用しない。

(主務大臣等)

第十四条 この法律における主務大臣は、大企業者が開始し又は拡大しようとする事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十五条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第九条の二の二第四項中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業調整審議会」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三条 中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業調整審議会」に改める。

第三十条の四第四項中「行なおう」を「行おう」に、「中央中小企業調停審議会」を「中小企業調整審議会」に改める。

第三章第八節の節名中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業調整審議会」に改める。

第八十条の次に次の一条を加える。

(中小企業調整審議会)

第八十条の二 中小企業調整審議会は、関係各

大臣の諮問に應じ、組合協約及び特殊契約に

関する重要事項を調査審議する。

第八十一条の前の見出しを「都道府県中小企

業調停審議会」に改め、同条第一項を削り、同

条第二項を同条とする。

第八十二条中「中央中小企業調停審議会は関

係各大臣の、都道府県中小企業調停審議会は

を「都道府県中小企業調整審議会(以下「調停審

議会」という。は、」に改める。

第八十三条第一項中「中央中小企業調停審議

会には会長一人及び委員九人以内で、都道府県中

小企業調停審議会は「調停審議会」に改め、

同条第二項中「中央中小企業調停審議会又は

は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議

会」と総称する。を「調整審議会」に改める。

第八十四条及び第八十八条中「通商産業大臣

又は」を削る。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第

八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第七号を第六号の三とし、同

号の次に次の一号を加える。

七 中小企業の事業活動の機会の確保のため

の大企業者の事業活動の調整に関する法律

(昭和五十二年法律第 号)の施行に関

すること。

第四条第四項中「第二号の二」の下に、「第七

号」を加え、「第七号まで」を「第六号の三まで」

に改め、同条第五項中「第七号まで」を「第六号

の三まで」に改める。

第五条第一項中「中央中小企業調停審議会を

「中小企業調整審議会」に改め、同条第二項中

「及び中央中小企業調停審議会」を削り、同条中

第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を

加える。

3 中小企業調整審議会については、中小企業

の事業活動の機会の確保のための大企業者の

事業活動の調整に関する法律の定めるところ

による。

理 由

最近における中小企業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するため、大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に関し、一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ、その事業活動につき必要な調整を行う制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に関し、一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ、その事業活動を調整することにより、中小企業の事業活動の機会を適正に確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) この法律において「中小企業者」とは、資本の額又は出資の総額が一億円以下(小売業、サービス業にあつては千万円以下、卸売業にあつては三千万円以下)の会社並びに従業員の数が三百人以下(小売業、サービス業にあつては五十人以下、卸売業にあつては百人以下)の会社及び個人をいう(次号に掲げる者を除く)。

(2) この法律において「大企業者」とは、次の者をいう。

イ 中小企業者以外の者(会社及び個人に限る)であつて事業を営むもの

ロ 中小企業者以外の者が、事業活動を実質的に支配することが可能な中小企業者

として主務省令で定める関係を持つてい

るもの

2 大企業者の責務

大企業者は、大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際しては、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者の利益を不当に侵害することのないように配慮しなければならぬ。

3 自主的解決の努力

大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもつて、自主的な解決を図るよう努めなければならない。

4 調査

(1) 中小企業団体(特定の事業を行うものであることを構成員の資格とし、かつ、その構成員の大部分が中小企業者である団体であつて政令で定める要件に該当するものをいう)は、大企業者が特定の事業と同種の事業につき当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大の計画を有しているとき、主務大臣に対し、当該計画の内容に関し、その開始又は拡大の時期、規模等の事項のうち自ら調査することが困難であるものについて調査するよう申し出ることができる。

(2) 主務大臣は、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該中小企業団体に通知するものとする。

5 調整の申出

(1) 中小企業団体は、大企業者が当該中小企業団体の構成員の資格に係る特定の事業と

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

中小企業者の事業活動の調整に関する法律案及び同報告書

八〇四

同種の事業につき大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をすることが当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者が現に供給している物品又は役務に対する需要の減少をもたらすことによりこれらの中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、当該事態を回避するため必要な調整勧告をするよう申し出ることができる。

(2) 主務大臣は、当該申出があつたときは、その旨を申出に係る大企業者に通知するものとする。

6 調整勧告

(1) 主務大臣は、中小企業団体からの調整の申出があつた場合において、中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を当事者間で回避することが困難であり、かつ、当該事態の発生を回避することにより中小企業者の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認められるときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、当該事業の開始又は拡大の時期の繰下げ、当該事業の規模の縮小等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(2) 勧告内容は、中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならぬ。

(3) 主務大臣は、大企業者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 主務大臣は、勧告をするとき又は勧告をしないこととするときは、あらかじめ、通商産業大臣の意見を聴かなければならぬ。

(5) 主務大臣は、勧告をしたとき又は勧告をしないこととしたときは、その旨及び内容等を、調整の申出をした中小企業団体に通知するものとする。

知するものとする。

7 意見の聴取

中小企業調整審議会は、主務大臣から調整勧告をする場合に意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、調整の申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者並びに一般消費者、関連事業者等の利害関係者の意見を聴かなければならぬ。

8 一時停止勧告

(1) 主務大臣は、調整の申出に係る大企業者が当該申出に係る事業の開始又は拡大についての計画を実施することにより、中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態を回避するための必要な措置をとらせることが著しく困難となる事態が生ずると認めるときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、調整勧告が行われるまでの間の応急の措置として六月以内の期間を定めて、当該事態の発生を回避するために必要な限度を超えない範囲内において、当該計画の実施を一時停止すべきことを勧告することができる。この場合において、当該期間内に調整勧告をすることができない特別な事情があると認められるときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、六月を超えない範囲内において当該期間を延長することを妨げない。

9 指導等

(2) 主務大臣は、大企業者が一時停止勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

主務大臣は、調整勧告をするときは、中小企業調整審議会の意見を聴いて、当該勧告に係る調整の申出をした中小企業団体に對し、当該勧告に係る事業と同種の事業に係る中小企業の競争力の強化及び一般消費者の利益の増進のために当該中小企業団体の構成員たる中小企業者が講ずべき設備の近代化、技術の向上、事業の共同化その他のその事業活動の改善のための方策を示して必要な指導を行うものとする。

ものとする。

10 中小企業調整審議会

(1) 通商産業省に、附属機関として、委員二十人以上以内で組織する中小企業調整審議会を置く。

(2) 中小企業調整審議会は、この法律、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に應じ、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

11 適用除外

この法律の規定は、小売業（飲食店業を除く。）又はその業種について中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態の発生が回避されることとなる措置が他の法令において講じられている業種で政令で定めるものに属する事業につき、大企業者が大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をする場合は、適用しない。

12 主務大臣等

この法律における主務大臣は、大企業者が開始し又は拡大しようとする事業を所管する大臣とする。

13 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

14 関係法律の一部改正

(1) 中小企業等協同組合法の一部改正
「中央中小企業調整審議会」を「中小企業調整審議会」に改める。

(2) 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
改正
中央中小企業調整審議会を廃止する。

(3) 中小企業庁設置法の一部改正

中小企業庁の所掌事務及び権限に本法の施行に関するものを加えるとともに、中小企業庁の附属機関である「中央中小企業調整審議会」を「中小企業調整審議会」に改める。

15 その他

報告の徴収、罰則について規定する。

二 議案の修正議決理由
本案は、最近における中小企業をめぐる諸情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保するための措置として、おおむね有効適切なものと認められ、調整命令の規定を設ける等の修正を加える必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年四月二十八日
商工委員長 野呂 恭一
衆議院議長 保利 茂樹

〔別紙〕
中小企業者の事業活動の機会を確保するための大企業者の事業活動の調整に関する法律
（目的）
第一条 この法律は、
○中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある
○大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に関し、一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ、その事業活動を調整することにより、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者（次項第二号に掲げる者を除く。）をいう。
一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

この法律において「大企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 前項各号の一に該当する者以外の者(会社及び個人に限る。)であつて事業を営むもの

二 前項各号の一に該当する会社であつて、前号に掲げる者が単独でその会社に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つてゐるもの

(大企業者の責務)

第三条 大企業者は、大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際しては、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者の利益を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。

(自主的解決の努力)

第四条 大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、

誠意をもつて、自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(調査)

第五条 中小企業団体(特定の事業を行う者であることをその直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)の資格とし、かつ、その構成員の大部分が中小企業者である団体であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。)は、大企業者が当該特定の事業と同種の事業につき当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大の計画を有していると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該計画の内容に関し、その開始又は拡大の時期、規模その他の主務省令で定める事項のうち自ら調査することが困難であるものについて調査するよう申し出ることが出来る。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該中小企業団体に通知するものとする。

(調整の申出)

第六条 中小企業団体は、大企業者が当該中小企業団体の構成員の資格に係る特定の事業と同種の事業につき大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をすることが当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者が現に供給している物品又は役務に対する需要の減少をもたらすことによりこれらの中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次条第一項の規定による勧告をするよう申し出ることが出来る。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を当該申出に係る大企業者に通知するものとする。

知するものとする。

(調整勧告)

第七条 主務大臣は、前条第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者の間において同項に規定する事態の発生を回避することが困難であり、かつ、当該事態の発生を回避することにより中小企業者の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認められるときは、中小企業者に対し、当該事業の開始又は拡大の時期の繰下げ、当該事業の規模の縮小その他の当該事態の発生を回避するために必要な措置を講ずべきことを勧告することが出来る。

2 前項の規定による勧告の内容は、前条第一項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をした場合において、大企業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することが出来る。

4 主務大臣は、第一項の規定による勧告をするときは、通商産業大臣の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしたときはその旨及びその勧告の内容を、同項の規定による勧告をしないこととしたときはその旨及びその理由を、前条第一項の規定による申出をした中小企業団体に通知するものとする。

(意見の聴取)

第八条 中小企業者調整審議会は、前条第一項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、第六條第一項の規定による申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者並びに主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

出に係る大企業者並びに主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(一時停止勧告)

第九条 主務大臣は、第六條第一項の規定による申出に係る大企業者が当該申出に係る事業の開始又は拡大についての計画を実施することにより第七條第一項に規定する措置を執らせることが著しく困難となる事態が生ずると認めるときは、中小企業者調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、同項の規定による勧告が行われるまでの間の応急の措置として六月以内の期間を定めて、当該事態の発生を回避するために必要な限度を超えない範囲内において、当該計画の実施を一時停止すべきことを勧告することが出来る。この場合において、当該期間内に同項の規定による勧告をすることができない特別の事情があると認められるときは、中小企業者調整審議会の意見を聴いて、六月を超えない範囲内において当該期間を延長することを妨げない。

2 第七條第三項の規定は、前項の規定による勧告に準用する。

(指導)

第十条 主務大臣は、第七條第一項の規定による勧告をするときは、中小企業者調整審議会の意見を聴いて、当該勧告に係る第六條第一項の規定による申出をした中小企業団体に対し、当該勧告に係る事業と同種の事業に係る中小企業者の競争力の強化及び一般消費者の利益の増進のために当該中小企業団体の構成員たる中小企業者が講ずべき設備の近代化、技術の向上、事業の共同化その他のその事業活動の改善のための方策を示して必要な指導を行うものとする。

(罰則)

第十一条 主務大臣は、第七條第一項の規定による勧告を受けた大企業者が、同条第三項の規定によりその勧告に従わなかつたときは、

昭和五十二年五月十日 衆議院會議録第二十四号

中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案及び同報告書

八〇六

旨を公表された後において、なお正当な理由がなくその報告に係る措置を執らなかつた場合において、第六条第一項に規定する事態が生ずることにより同項の規定による申出をした中小企業団体の構成員たる中小企業者の相当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、中小企業分野等調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、当該報告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2 第七条第四項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

3 第八条の規定は、第一項の規定により中小企業分野等調整審議会が意見を聴かれた場合に準用する。

(中小企業○調整審議会)

第十二条 通商産業省に、附属機関として、中小企業○調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

4 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告徴収)

第十三条 主務大臣は、第七条及び第九条○の規定の施行に必要な限度において、第六条第一項の規定による申出に係る大企業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

(適用除外)

第十三条 この法律の規定は、小売業(飲食店業を除く)又はその業種について第六条第一項に規定する事態の発生が回避されることとなる措置が他の法令において講じられている業種で政令で定めるものに属する事業につき、大企業者が大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をする場合には、適用しない。

(主務大臣等)

第十四条 この法律における主務大臣は、大企業者が開始し又は拡大しようとする事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十五条 第十一條第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十六条 第十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第二条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。
第九条の二の二第四項中「中央中小企業調整停審議会を、中小企業○調整審議会」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三条 中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「中央中小企業調整停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改める。
第三十条の四第四項中「行なおう」を「行おう」に、「中央中小企業調整停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改める。
第三章第八節の節名中「中央中小企業調整停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改める。
第八十条の次に次の一条を加える。

(中小企業○調整審議会)
第八十条の二 中小企業○調整審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議する。
第八十一条の前の見出しを「(都道府県中小企業調整停審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。
第八十二条中「中央中小企業調整停審議会は関係各大臣の、都道府県中小企業調整停審議会は」を「都道府県中小企業調整停審議会(以下「調整停審議会」という。))」に改める。
第八十三条第一項中「中央中小企業調整停審議会は会長一人及び委員九人以内で、都道府県中小企業調整停審議会は」を「調整停審議会は」に改め、同条第二項中「中央中小企業調整停審議会又は都道府県中小企業調整停審議会(以下「調整停審議会」と総称する。))」を「調整停審議会」に改める。
第八十四条及び第八十八条中「通商産業大臣又は」を削る。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中第七号を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。
七 中小企業の事業活動の調整の確保のため

の大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第四項中「第二号の二」の下に「第七号」を加え、「第七号まで」を「第六号の三まで」に改め、同条第五項中「第七号まで」を「第六号の三まで」に改める。
第五条第一項中「中央中小企業調整停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改め、同条第二項中「及び中央中小企業調整停審議会」を削り、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 中小企業○調整審議会については、中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

(別紙)

中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案に対する附帯決議
わが国経済の低成長期において中小企業の果たすべき役割が極めて大きいことにかんがみ、中小企業の経営の安定を図るため、政府は本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 本法の規定により大企業の進出に関する調整措置を講ずるに当たっては、関係都道府県知事の意見を十分反映させるよう努めること。
二 中小企業が高度化、近代化を積極的に進め得るよう助成措置の強化を図るとともに、消費者利益の増進に寄与するための企業努力について指導すること。
三 調整勧告及び調整命令の実効を期するため、勧告及び命令の際には、他の大企業者及び関連事業者等にも周知徹底するよう努めること。
四 中小建設業の受注の拡大を図るため、ジョイント方式の活用を図るとともに、建設業法の許

可を必要としない事業者が行う軽微な工事については、小規模企業者の受注の確保について特別に配慮すること。

五 銀行系のクレジット・カード会社の割賦購入あつせん事業への進出については本法の趣旨に則り適切な措置を講ずること。

六 小売業における大企業の進出の実態に対応して、大規模小売店舗法等による調整のあり方について早急に基本的な検討を進めること。

七 小売商業調整特別措置法の改正等の措置を速やかに講ずること。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和五十二年二月十四日

内閣総理大臣 福田 起夫

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万三千五百円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「三万円」に改める。

第五条第四項中「一万三千五百円」を「一万五千円」に改める。

第五条の二第三項中「六千八百円」を「七千五百円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。

2 昭和五十二年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八条第一項の認定に係る負傷又は疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を月額二万七千円から三万円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を月額一万三千五百円から一万五千円に引き上げること。

2 健康管理手当の額の引上げ

健康管理手当の額を月額一万三千五百円から一万五千円に引き上げること。

3 保健手当の額の引上げ

保健手当の額を月額六千八百円から七千五百円に引き上げること。

4 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行すること。

なお、本案は、昭和五十二年三月十五日、内閣修正により、特別手当等の額の引上げの実施時期が二箇月繰り上げられたものである。

二 議案の可決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十二年度一般会計予算（厚生省所管）に原爆被爆者手当交付金として、十六億五千八百六十六万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十二年五月十日

社会労働委員長 橋本龍太郎

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国家補償の精神に基づく被爆者の援護対策についてその制度の改善に対する要望は、ますます強いものがある。

よつて政府は、このような事情を配慮して、今後慎重に検討するとともに、本法の施行に当たり次の事項についてその実現に努めること。

一 各種手当の額を更に引き上げるとともに、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大を図りつつ被爆者に必要な施策の整備充実に努めること。

二 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずること。

三 特別手当については、生活保護の収入認定からはずすよう検討すること。

四 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善を検討すること。

五 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

六 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

七 被爆者の実態調査を今後の被爆者援護施策に十分活用するよう努めるとともに、復元調査を更に整備充実し被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

八 被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、原爆医療調査研究機関相互間の連絡調整を図ること。

九 沖縄在住の原子爆弾被爆者が、本土並みに治療が受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的歴史的條件を考慮すること。

十 葬祭料の額を更に大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

内閣委員長正啓次郎君解任決議案

右の議案を提出する。

昭和五十二年五月十日

提出者

木原 実 平林 剛
広瀬 秀吉 田邊 誠
山口 鶴男 斎藤 正男
賛成者
安島 友義外百十二名

内閣委員長正啓次郎君解任決議案

本院は、内閣委員長正啓次郎君を解任する。

右決議する。

理 由

内閣委員長正啓次郎君は、厳正公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままに一方的に内閣委員長職権によつて開会した同委員会において、いまだ審議を終了していない「沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案」に対する修正案の強行採決を行った。

かかる暴挙は、委員長としてあるまじき行為であるのみならず、国会の権威を傷つけ、議会制民主主義を根本から踏みにじるものであり、その責

任は極めて重大である。
従つて今後、本国会の重要法案を審議する内閣
委員会の委員長として、その職務を遂行するには
不適當であると判断する。
これが、本決議案を提出する理由である。

衆議院會議録第二十一号中止誤

ヘ	段	行	誤	正
三	三	末	漁をとる	魚をとる
三	三	五	中間	中国
三	一	末	手当等	手当額
三	二	七	一万五千万	一万五千円
衆議院會議録第二十三号中止誤				
ヘ	段	行	誤	正
三	三	五	逝去により	逝去による

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可